

三島市地域防災計画

地震対策編

令和6年2月

三島市防災会議

地震対策編 目次

【総 則】		ページ	担当班
第1章	総則	1	
第1節	計画の主旨	1	本部運営班
第2節	過去の顕著な災害	2	本部運営班
第3節	予想される災害	2	本部運営班
	1 静岡県第4次地震被害想定	2	
	2 自然現象	3	
	3 人的・建物被害	5	
	4 ライフラインの被害	6	
	5 道路施設の被害(緊急輸送路)	7	
	6 生活支障	9	
第4節	防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	10	本部運営班
	1 市、富士山南東消防本部、県、県警察(三島警察署)	11	
	2 防災関係機関	12	
	3 地震防災応急計画の作成義務者	17	
	4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	17	
【発 災 前】		ページ	担当班
第2章	平常時対策	19	
第1節	防災思想の普及	19	本部運営班
第2節	自主防災活動	19	本部運営班
第3節	地震防災訓練の実施	19	本部運営班
	1 市	19	
	2 防災関係機関	21	
第4節	地震災害予防対策の推進	22	
	1 緊急消防援助隊の受援体制	22	消防班
	2 消防用施設の整備	22	消防団
			消防班
	3 火災の予防対策	22	消防班
	4 建築物等の耐震対策	23	危険家屋調査班 本部運営班 情報システム班 水道班 下水道班
	5 被災建築物等に対する安全対策	24	危険家屋調査班
	6 地盤災害の予防対策	25	本部運営班 危険家屋調査班
	7 落下倒壊危険物対策	25	本部運営班 危険家屋調査班
	8 危険予想地域における災害の予防	26	本部運営班
	9 被災者の救出活動対策	26	本部運営班
	10 要配慮者の支援	27	要配慮者班
	11 生活の確保	27	本部運営班 下水道班 保健・医療班 水道班 災害廃棄物処理班 被災者住宅班
	12 緊急輸送活動体制の整備	29	道路・河川班
	13 災害廃棄物の処理体制の整備	29	災害廃棄物処理班
	14 公共土木施設等の応急復旧	29	道路・河川班
	15 情報システムの整備	30	情報システム班
	16 緊急輸送用車両等の整備	30	本部運営班
	17 文化財等の耐震対策	30	文化財班
第5節	防災関係機関・地方公共団体等との連携強化	30	本部運営班
第3章	地震防災施設緊急整備計画	31	
第1節	地震防災施設整備方針	31	
	1 防災業務施設の整備	31	本部運営班 消防班
	2 地域の防災構造化	31	本部運営班 道路・河川班 危険家屋調査班 農業班
	3 緊急輸送路の整備	32	道路・河川班 本部運営班

4	防災上重要な建物等の整備	32	保健・医療班 要配慮者班 教育班 本部運営班 物資調達班
5	災害防止事業	33	道路・河川班
6	災害応急対策用施設等の整備	33	水道班 下水道班 本部運営班 保健・医療班 物資調達班
	第2節 地震対策緊急整備事業計画	33	本部運営班
	第3節 地震防災緊急事業五箇年計画	33	本部運営班
【南海トラフ地震臨時情報発表時】		ページ	担当班
第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応		34	
I	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	34	本部運営班
	第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の伝達等	34	本部運営班
II	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	34	本部運営班
	第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等	34	本部運営班
	第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知	35	本部運営班 広報班
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	35	本部運営班
	第4節 市のとるべき措置	35	本部運営班
III	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置	35	本部運営班
	第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、災害対策本部等の設置等	35	本部運営班 広報班
	第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知	36	本部運営班 広報班
	第3節 災害応急対策をとるべき期間等	36	本部運営班
	第4節 消防機関等の活動	36	消防団
	第5節 警備対策	36	本部運営班
	第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	36	
	1 水道	36	水道班
	2 電気	36	本部運営班
	3 ガス	36	本部運営班
	4 通信	37	本部運営班
	5 放送	37	本部運営班 広報班
	第7節 金融	37	本部運営班
	第8節 交通	37	本部運営班
	1 道路	37	
	2 鉄道	37	
	第9節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策	37	本部運営班
	1 防災上重要な施設に対する措置	37	道路・河川班 農業班 物資調達班 本部運営班 水道班
	2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置	38	本部運営班 教育班 要配慮者班
	第10節 滞留旅客等に対する措置	38	滞留旅客支援班
【発災後】		ページ	担当班
第5章 災害応急対策		40	
	第1節 防災関係機関の活動	40	
	1 市・消防本部	40	本部運営班 消防班 消防団
	2 防災関係機関	41	本部運営班
	第2節 情報活動	41	本部運営班
	第3節 広報活動	41	広報班
	第4節 緊急輸送活動	41	本部運営班 物資調達班

第6節	復旧事業の推進	56	復興計画班
	1 復旧計画の策定	56	
	2 基盤施設の復旧	56	
第7節	都市・農山村の復興	57	復興計画班
	1 都市・農山村復興計画の策定	57	
	2 都市・農山村の復興	57	
第8節	被災者の生活再建支援	57	
	1 恒久住宅対策	58	被災者支援班 被災者住宅班
	2 災害弔慰金等の支給	58	被災者支援班
	3 被災者の経済的再建支援	58	被災者支援班
	4 雇用対策	58	商工班
	5 要配慮者の支援	58	要配慮者班
	6 生活再建支援策等の広報・PR	59	被災者支援班
	7 被災者支援総合窓口の設置	59	市民相談班
	8 保険の活用	60	本部運営班
第9節	地域経済復興支援	60	
	1 産業復興計画の策定	60	商工班
	2 中小企業を対象とした支援	60	商工班
	3 農林業者を対象とした支援	60	農業班
	4 地域全体に影響を及ぼす支援	61	商工班
【東海地震注意情報・警戒宣言発令時】		ページ	担当班
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	62	
第1節	防災関係機関の活動	62	
	1 市	62	本部運営班 消防班 消防団
	2 防災関係機関	64	本部運営班
	3 自衛隊	68	本部運営班
第2節	情報活動	68	本部運営班
	1 市	68	
	2 防災関係機関	69	
第3節	広報活動	70	広報班
	1 市	70	
	2 防災関係機関	70	
	3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法	70	
第4節	自主防災活動	71	本部運営班
第5節	緊急輸送活動	72	本部運営班
第6節	自衛隊の支援	73	本部運営班
第7節	避難活動	73	本部運営班
	1 避難対策	73	
	2 避難地の設置及び避難生活	75	
第8節	社会秩序を維持する活動	76	防犯・交通対策班
第9節	交通の確保活動	76	本部運営班
	1 自動車運転者の取るべき措置	76	本部運営班
	2 交通規制の方針	77	道路・河川班
	3 交通規制計画	77	本部運営班
	4 緊急輸送車両の確認等	77	本部運営班
第10節	地域への救援活動	77	
	1 食料及び日用品の確保	78	本部運営班
	2 飲料水等の確保	78	水道班
	3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び災害廃棄物処理	79	保健・医療班 災害廃棄物処理班 下水道班
第11節	防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置	79	本部運営班 水道班 道路・河川班
第12節	地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策	83	保健・医療班 本部運営班 教育班 要配慮者班

第13節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	87	
1 市有施設・設備の防災措置	87	本部運営班 道路・河川班 農業班 物資調達班 水道班 情報システム班
2 市が管理又は運営する施設の地震防災応急対策	89	教育班 要配慮者班 水道班 滞留旅客支援班

【総 則】

第 1 章 総 則

この計画の目的、性格、構成を明らかにし、三島市、防災関係機関、事業所及び市民等がそれぞれ果たすべき役割を示す。

この計画の基礎となる静岡県第 4 次地震被害想定の大震度の試算の概要を示す。

第 1 節 計画の主旨

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき作成する三島市地域防災計画の地震対策編として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」（以下「大震法」という）第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」を含むものである。

	内 容		
目的	<p>平常時に実施する地震防災対策（以下「平常時対策」という。）、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項（以下「地震防災施設緊急整備計画」という。）、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に実施する防災対応及び災害時に実施する災害応急対策について定め、これらの対策を推進することにより、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。</p>		
性格	<ul style="list-style-type: none"> 本市の地域に係る地震対策について定める。 市、防災関係機関、事業所、市民等が地震対策に取り組むための基本方針である。 第 3 章は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 55 年法律第 63 号）」（以下「地震財特法」という）、「地震防災対策特別措置法」（平成 7 年法律第 111 号）に基づく地震対策事業について定める。 「静岡県地震対策推進条例」に規定している対策のうち、特に緊急に実施するものについて定める。 状況の変化に対応できるよう、必要に応じ、見直しを行う。 		
構成	この計画は、本編及び別紙から構成し、本編の構成は次の 6 章による。		
	第 1 章	総則	この計画の目的、性格、構成、静岡県第 4 次地震被害想定など計画の基本となる事項
	第 2 章	平常時対策	平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策
	第 3 章	地震防災施設緊急整備計画	整備すべき防災事業の種類、目的、内容等
	第 4 章	南海トラフ地震臨時情報への対応	南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応
	第 5 章	災害応急対策	地震災害が発生した場合の対策
	第 6 章	復旧・復興対策	災害応急対策に一定の目途が立った後の復旧・復興対策
別紙	東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策	東海地震注意情報が発表され、又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで又は発生する恐れがなくなるまでの間に行うべき対策	

第2節 過去の顕著な災害

- 駿河湾から遠州灘にかけての海域には海洋プレートの境界を成す駿河トラフや南海トラフが存在し、巨大地震を繰り返し発生させてきた。
- 陸域には糸魚川・静岡構造線や中央構造線などの大きな地質構造線が存在し、また、富士川河口断層帯、伊豆半島に分布する断層など多くの活断層が存在し、内陸直下の地震を発生させてきた。
- 特に近年では1930年北伊豆地震、1935年静岡地震、1944年東南海地震、1974年伊豆半島沖地震、1978年伊豆大島近海地震、2009年駿河湾の地震、2011年東北地方太平洋沖地震及び静岡県東部（富士宮）の地震、2012年山梨県富士五湖、また1978年頃より始まった伊豆半島東方沖の一連の群発地震活動による地震災害が発生している。

第3節 予想される災害

- 本市に著しい被害を発生させる恐れがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。また、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震として、東南海地震や南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）等がある。これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震等がある。
- 東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。
- 東日本大震災では、大津波・原子力災害を伴う大規模な複合災害が発生し、長期の避難生活等が多大な課題が生じたことにも注意を払っておく必要がある。
- さらにこれら地震と連動するかもしれないと危惧される富士山の噴火にも注意する必要がある。
- このほか山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。
- 市は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、これらのあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を含む様々な地震を想定し、その想定結果や切迫性等に基づき対策を推進する必要がある。

1 静岡県第4次地震被害想定

- 地震によって、県下の各地でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に試算した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。
- 試算については、本県において、その発生の切迫性が指摘され、かつ、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」などを踏まえ、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生するレベル1・2の地震・津波を対象とした。なお、試算に用いた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

レベル1の地震・津波	発生頻度は比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
レベル2の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

○想定対象とした地震・津波

駿河トラフ・南海トラフと相模トラフそれぞれで発生する地震被害を2つのレベルで想定した。

区分	レベル1の地震・津波	レベル2の地震・津波
駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 (内閣府(2012))
相模トラフ沿いで発生する地震	大正型関東地震	元禄型関東地震(※) 相模トラフ沿いの最大クラスの地震(内閣府(2013))

※相模トラフ沿いでは約200～400年間隔で海溝型(プレート境界型)の地震が発生しており、このうち元禄16年(1703年)元禄関東地震は大正12年(1923年)大正関東地震に比べ広い震源域を持つ既往最大の地震とされている。

注)内閣府(2012):南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について(以下同じ)

内閣府(2013):首都直下のM7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書

【想定結果を見る上での留意点】

<ul style="list-style-type: none"> 想定結果は、基本的には次のような考え方で整理している。 被害量は、数値に幅があるため、概数で表示している。 一概数表示をする際の四捨五入は、各項目の計算上の実数値に対して次のルールを適用している。 5未満→「-」 5以上100未満→「十単位で四捨五入(一の位を四捨五入)」 100以上1万未満→「百単位で四捨五入(十の位を四捨五入)」 1万以上→「千単位で四捨五入(百の位を四捨五入)」 数値はある程度幅をもって見る必要がある。 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。
--

2 自然現象

(1) 地震動

ア 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

○レベル1(東海地震など)の地震

推定震度		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
三島市	面積(km ²)	0.0	0.0	51.8	9.6	0.0	0.0	61.4
	割合(%)	0.0	0.0	84.4	15.6	0.0	0.0	100.0
静岡県	面積(km ²)	346.5	2,055.4	3,201.0	1,819.5	293.6	50.9	7,716.0
	割合(%)	4.5	26.6	41.5	23.6	3.8	0.7	100.0

○レベル2(南海トラフ巨大地震)の地震[東側ケース]～三島市最大～

推定震度		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
三島市	面積(km ²)	0.0	0.0	54.6	6.8	0.0	0.0	61.4
	割合(%)	0.0	0.0	88.9	11.1	0.0	0.0	100.0
静岡県	面積(km ²)	658.6	1,952.4	3,510.3	1,509.9	84.8	0.0	7,716.0

	割合(%)	8.5	25.3	45.5	19.6	1.1	0.0	100.0
--	-------	-----	------	------	------	-----	-----	-------

イ 相模トラフ沿いで発生する地震

○レベル1（大正型関東地震）の地震

推定震度		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
三島市	面積(km ²)	0.0	27.9	27.3	5.5	0.7	0.0	61.4
	割合(%)	0.0	45.4	44.5	9.0	1.1	0.0	100.0
静岡県	面積(km ²)	42.1	345.2	756.1	748.8	1,070.7	4,753.1	7,716.0
	割合(%)	0.5	4.5	9.8	9.7	13.9	61.6	100.0

○レベル2（元禄型関東地震）の地震

推定震度		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
三島市	面積 km ²	0.0	42.6	13.8	5.0	0.1	0.0	61.4
	割合(%)	0.0	69.4	22.5	8.1	0.2	0.0	100.0
静岡県	面積 km ²	109.3	452.9	878.1	697.6	1,060.1	4,518.0	7,716.0
	割合(%)	1.4	5.9	11.4	9.0	13.7	58.6	100.0

(2) 地面の液状化

ア 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

○レベル1（東海地震など）の地震

可能性ランク		大	中	小	なし	評価対象外	合計
三島市	面積(km ²)	2.3	3.8	1.6	0.4	53.2	61.4
	割合(%)	3.7	6.2	2.6	0.7	86.6	100.0
静岡県	面積(km ²)	194.3	224.0	110.8	212.5	6,974.4	7,716.0
	割合(%)	2.5	2.9	1.4	2.8	90.4	100.0

○レベル2（南海トラフ巨大地震・東側ケース）の地震

可能性ランク		大	中	小	なし	評価対象外	合計
三島市	面積(km ²)	2.7	3.8	1.3	0.4	53.2	61.4
	割合(%)	4.4	6.2	2.1	0.7	86.6	100.0
静岡県	面積(km ²)	204.2	227.2	104.9	205.3	6,974.4	7,716.0
	割合(%)	2.6	2.9	1.4	2.7	90.4	100.0

イ 相模トラフ沿いで発生する地震

○レベル1（大正型関東地震）の地震

可能性ランク		大	中	小	なし	評価対象外	合計
三島市	面積(km ²)	2.2	3.4	2.0	0.7	53.2	61.4
	割合(%)	3.6	5.5	3.3	1.1	86.8	100.0
静岡県	面積(km ²)	18.4	31.0	54.8	138.8	7,473.0	7,716.0

	割合(%)	0.2	0.4	0.7	1.8	96.9	100.0
--	-------	-----	-----	-----	-----	------	-------

○レベル2（元禄型関東地震）の地震

可能性ランク		大	中	小	なし	評価対象外	合計
三島市	面積(km ²)	3.1	3.5	1.2	0.5	53.2	61.4
	割合(%)	5.0	5.7	2.0	0.8	86.6	100.0
静岡県	面積(km ²)	23.6	38.4	67.2	154.8	7,432.1	7,716.0
	割合(%)	0.3	0.5	0.9	2.0	96.3	100.0

大：液状化の可能性が高い 中：液状化の危険性がやや高い
 小：液状化の危険性が低い なし：液状化の危険性は極めて低い

3 人的・建物被害

(1) 建物被害

ア 全壊・焼失棟数

単位：棟

地震種別	揺れ	液状化	人口造成地	山崖崩れ	火災	合計
東海地震など	約 100	約 100	—	約 10	約 10	約 200
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	約 200	約 100	—	約 10	約 10	約 400
元禄型関東地震	約 1,400	約 100	—	約 10	約 1,200	約 2,700

イ 半壊棟数

地震種別	揺れ	液状化	人口造成地	山崖崩れ	合計
東海地震など	約 1,100	約 500	—	約 20	約 1,600
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	約 1,800	約 500	—	約 20	約 2,300
元禄型関東地震	約 4,700	約 500	約 10	約 30	約 5,200

(2) 人的被害

ア 死者数（冬・深夜・早期避難低・予知なし）

単位：人

地震種別	建物倒壊		山崖崩れ	火災	ブロック 塀の転 倒、屋外 落下物	合計
		うち屋内収 容物移動・転 倒・屋内落下 物				
東海地震など	—	—	—	—	—	—
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	—	—	—	—	—	—
元禄型関東地震	約 10	—	—	—	—	約 20

イ 重傷者数（冬・深夜・早期避難低・予知なし）

単位：人

地震種別	建物倒壊		山崖崩れ	火災	ブロック 塀の転 倒、屋外 落下物	合計
		うち屋内収 容物移動・転 倒・屋内落下 物				

		倒・屋内落下物				
東海地震など	約 40	約 10	—	—	—	約 40
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	約 60	約 10	—	—	—	約 60
元禄型関東地震	約 200	約 20	—	—	—	約 200

ウ 軽傷者数

単位：人

地震種別	建物倒壊		山崖崩れ	火災	ブロック塀の転倒、屋外落下物	合計
		うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物				
東海地震など	約 200	約 40	—	—	—	約 200
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	約 300	約 50	—	—	—	約 300
元禄型関東地震	約 800	約 100	—	—	—	約 800

以下の項目は、基本的に南海トラフ巨大地震(東側ケース)で発生する地震を記載した。

4 ライフラインの被害

(1) 上水道(断水率、断水人口)

給水人口 (人)	断水率(%)				断水人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
約 111,000	97	96	52	0	約 108,000	約 107,000	約 58,000	—

(2) 下水道(機能支障率、機能支障人口)

処理人口 (人)	機能支障率(%)				機能支障人口(人)			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
約 87,000	3	3	0	0	約 2,800	約 2,400	約 300	—

(3) 電力(停電率、停電件数)

需要家 (軒)	停電率(%)				停電件数(軒)			
	直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
約 65,000	89	78	0	0	約 58,000	約 51,000	約 50	約 40

(4) 通信

ア 固定電話

回線数 (回線)	不通回線率(%)				不通回線数(回線)			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
約 17,000	89	78	0	0	約 15,000	約 13,000	約 10	—

イ 携帯電話

停波基地局数率(%)				不通ランク			
直後	1日後	4日後	1週間後	直後	1日後	4日後	1週間後
0	78	0	0	—	A	—	—

不通ランク「A」: 停電による停波基地局数率と固定電話不通回線率の少なくとも一方が50%を超える。

(5) ガス

ア 都市ガス

需要家数(戸)	供給停止戸数(戸)	供給停止率(%)	復旧対象戸数(戸)
約 24,000	—	0	—

イ LPガス

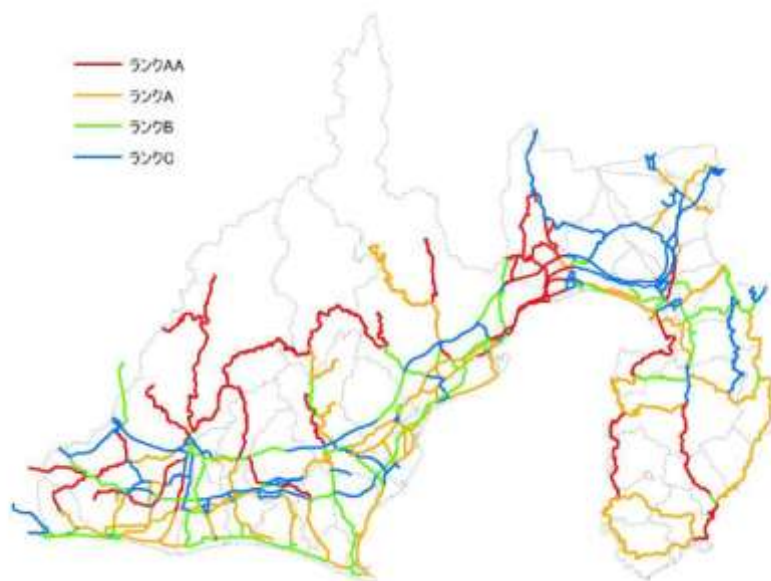
需要家数(戸)	機能支障率(%)	要点検需要家数(戸)
約 19,000	7	約 1,300

5 道路施設の被害(緊急輸送路)

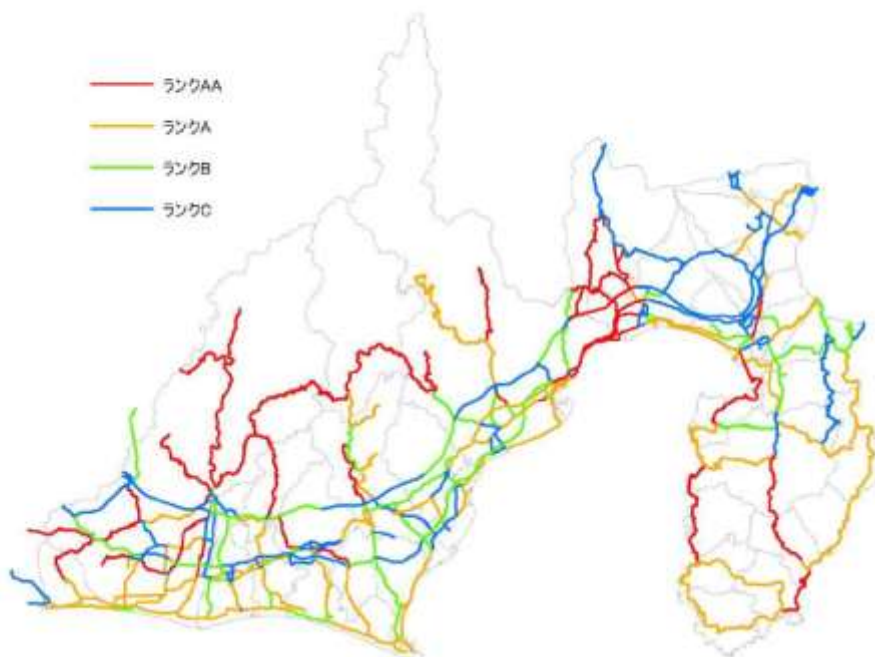
影響度ランク

影響度 ランク	被害 規模	緊急輸送が可能なレ ベルの復旧に要する日数 目安	被害のイメージ
AA	大	1週間以上	橋梁の落橋、倒壊/地形大変形等
A	中	3日から1週間	道路閉塞(建物、道路上工作物、津波堆積物)/橋梁の亀裂、損傷/地すべり等
B	小	当日~3日	液状化被害/その他小規模な被害等
C	なし	—	—

【駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波
レベル1の地震・津波（東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震）】



【駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震・津波
レベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）（3）地震動：東側ケース】



6 生活支障

(1) 避難者数

単位：人

地震種別	1日後			1週間後			1ヶ月後		
	避難者数			避難者数			避難者数		
	避難所	避難所外		避難所	避難所外		避難所	避難所外	
東海地震など	1,409	846	564	15,191	7,595	7,595	1,409	423	986
南海トラフ巨大地震 (東側ケース)	2,076	1,246	831	16,366	8,183	8,183	2,076	623	1,454
元禄型関東地震	9,792	5,875	3,917	16,521	8,260	8,260	9,792	2,938	6,854

(2) 帰宅困難者

1日当たりの観光・出張者数

単位：人

観光目的					ビジネス目的					合計
県内		県外		小計	県内		県外		小計	
宿泊	日帰り	宿泊	日帰り		宿泊	日帰り	宿泊	日帰り		
216	1,290	841	2,497	4,844	101	4	342	230	678	5,521

平成24年度年間観光入込客数を366日で除して1日当たりとし、交流客数に応じて配分推計したもの。

(3) 物資不足

給水、食料、毛布の不足量(市の備蓄のみで対応した場合)

区分	住民分		観光・出張者分を考慮した場合
	1～3日目の計	4～7日目の計	1～3日目の計
給水(トン)	317	5,246	361
食料(食)	0	0	0
毛布(枚)	0	0	0

※家庭内備蓄を考慮して算出している。

(4) 医療機能支障

単位：人

対応可能 入院患者数	要転院 患者数	重傷者数+ 病院死者数	対応可能 外来患者数	軽傷者数	医療対応力不足数	
					入院対応	外来対応
約100	約30	約60	約1,000	約300	—	—

注意：震災直後の3日間は、ほぼ全ての病院等がX線検査、人工透析、完全な手術などの医療行為が行なえない状態での最低限での救急治療となる(阪神・淡路大震災の病院実態調査)。

(5) 住機能(応急仮設住宅等)：自宅が全壊・消失・半壊世帯需要

ア 中期的住機能支障(発災後約1ヶ月～2年間)

単位：世帯

区分	応急仮設住宅等の需要					
	合計	民間賃貸	応急仮設 住宅	借上げ型 応急住宅	公営住宅 一時使用	その他

希望通り入居	2,817	151	157	244	99	2,166
半壊を一時入居不可とした場合	2,817	175	67	93	39	2,443

イ 長期的住機能障害(発災後約2年～数年後)

単位：世帯

災害公営住宅の需要			
合計	全壊世帯の需要		半壊世帯の需要
	うち年収400万円未満		
383	120	74	264

(6) し尿・ごみ・がれき

ア 仮設トイレ不足量

単位：基(仮設トイレ基数概算)

市の仮設トイレ等の備蓄のみで対応した場合	
仮設・簡易トイレを活用	仮設・簡易・マンホールトイレを活用
0	0

イ 災害廃棄物

被害が最大となる冬夕方発災時廃棄物として想定

災害廃棄物発生量(トン)	災害廃棄物発生量(m ³)
50,000	43,000

ウ 一般廃棄物(生活ごみ)

単位：トン/月

区分	発災～3ヶ月	3ヶ月～半年後	半年後～1年後
家庭ごみ	約3,200	約3,200	約3,200
粗大ごみ	約800	約400	約300
合計	約4,000	約3,500	約3,500

(7) 要配慮者の被災・生活支障

1週間後の避難所避難者に占める要配慮者数

単位：人

65歳以上の高齢単身者	5歳未満乳幼児	身体障害者	知的障害者	精神障害者	要介護認定者(要支援も含む)	難病患者	妊産婦	外国人
約300	約300	約200	約50	約20	約200	約50	約100	約80

第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び防災関係機関が南海トラフ地震等の防災対策として実施する事務又は業務の大綱を示すものである。

市及び市の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 市、富士山南東消防本部（以下「消防本部」という。）、県、県警察（三島警察署）

機 関 名	処理すべき事務又は業務
市	ア 地震対策計画の作成 イ 地震防災に関する組織の整備 ウ 自主防災組織の育成指導、その他市民の地震対策の促進 エ 防災思想の普及 オ 防災訓練の実施 カ 地震防災のための施設等の緊急整備 キ 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 ク 地震防災応急計画の作成指導及び届出の受理 ケ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報その他地震に関する情報の収集、伝達及び広報 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・発表 サ 避難の指示に関する事項 シ 水防その他の応急措置 ス 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 セ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における市有施設及び施設の整備又は点検 ソ 緊急輸送の確保 タ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施 チ 指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連携 ツ その他地震災害発生の防止又は拡大の防止のための措置
消 防 本 部	ア 消防の応急措置
県	ア 地震対策計画の作成 イ 地震防災に関する組織の整備 ウ 自主防災組織の育成指導、その他県民の地震対策の促進 エ 防災思想の普及 オ 防災訓練の実施 カ 地震防災のための施設等の緊急整備 キ 震度観測網及び震度情報ネットワーク等の維持・整備 ク 地震防災応急計画及び対策計画の作成指導及び届出の受理 ケ 南海トラフ地震臨時情報、地震情報、大津波警報、津波警報、津波注意報その他地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報 コ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報・啓発 サ 避難の指示に関する事項 シ 水防その他の応急措置 ス 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項 セ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における県有施設及び施設の整備又は点検 ソ 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持 タ 緊急輸送の確保 チ 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施

	ツ 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整 テ その他地震災害発生の防止又は拡大の防止のための措置
県 警 察 署 三 島 警 察 署	ア 地震関連情報の収集及び伝達 イ 危険区域への立入規制及び警備 ウ 犯罪の予防、交通規制等社会秩序の維持 エ 避難状況等に関する情報の収集

2 防災関係機関

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
警 察 庁 関 東 管 区 警 察 局	ア 管区内各警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること イ 他管区警察局及び警察庁との連携に関すること ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること オ 警察通信の確保及び統制に関すること カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること
総 務 省 東海総合通信局	ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査 エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与 オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること カ 非常通信協議会の運営に関すること
財 務 省 東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関すること イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局 (三島労働基準監督署)	ア 事業場に対する地震防災対策の周知指導 イ 事業場の被災状況の把握
農 林 水 産 省 関 東 農 政 局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること

	<p>コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>サ 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>
農林水産省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給
経済産業省 関東経済産業局	<p>ア 生活必需品、復旧資材等防止関係物資の円滑な供給の確保に関すること</p> <p>イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</p> <p>ウ 被災中小企業の振興に関すること</p> <p>エ 電気の安定供給に関すること</p> <p>オ ガスの安定供給に関すること</p>
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	<p>ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること</p> <p>イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること</p> <p>ウ 電気の安全確保に関すること</p> <p>エ ガスの安全確保に関すること</p>
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	<p>管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 災害予防</p> <p>(ア) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実</p> <p>(ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用</p> <p>イ 初動対応</p> <p>地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、市が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。</p> <p>ウ 応急・復旧</p> <p>(ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保</p> <p>(ウ) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(エ) 要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付</p>
国土交通省 中部運輸局	<p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</p> <p>イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</p> <p>ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</p> <p>エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</p> <p>オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用する車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</p> <p>カ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令</p> <p>キ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する。</p>
国土地理院	ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における

中部地方測量部	<p>地理空間情報の活用を図る。</p> <p>イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</p> <p>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</p> <p>エ 災害復旧・復興に当たっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。</p>
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>ア 県知事に対して速やかに南海トラフ地震に関連する情報の通報を行うこと</p> <p>イ 気象庁が発表する地震動警報（緊急地震速報）の利用の心得などの周知・広報、津波警報、津波注意報の通知、津波情報、地震情報（南海トラフ地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p> <p>ウ 地震予知のための観測施設の整備並びに観測機器の保守</p> <p>エ 地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力</p> <p>オ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、速やかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること</p>
環境省 関東地方 環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方 環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

(2) 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
独立行政法人 国立病院機構	<p>応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う</p>
日本郵便株式会社 東海支社 (三島郵便局)	<p>ア 郵便事業の運営に関すること</p> <p>イ 施設等の被災防止に関すること</p> <p>ウ 利用者の避難誘導に関すること</p> <p>エ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</p>
日本銀行 (静岡支店)	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
日本赤十字社 静岡県支部 (三島地区会)	<p>ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給のための措置</p> <p>ウ 被災者に対する義援物資の配布</p> <p>エ 義援金の募集</p> <p>オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p> <p>カ その他必要な事項</p>

日本放送協会 (静岡放送局)	<p>ア 地震災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上</p> <p>イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報及びその他の地震に関する情報の正確迅速な提供に努めること</p> <p>ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと</p> <p>エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備をすすめること</p>
中日本高速道路株式会社	<p>ア 交通対策に関すること</p> <p>イ 地震防災応急対策及び災害応急対策に関すること</p>
東海旅客鉄道株式会社 (三島駅) 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報、地震情報等の伝達</p> <p>イ 列車の運転規制措置</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 南海トラフ地震臨時情報、列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>オ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>カ 施設等の整備</p>
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における重要通信の確保</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における通信疎通状況等の広報</p> <p>ウ 復旧用資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配</p>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保</p>
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	<p>ア 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保</p> <p>イ 復旧用資材等の整備</p> <p>ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施</p>
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	<p>重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	<p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>
株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイ・ホールディングス	<p>ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施</p> <p>イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</p>

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人三島市医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 一般社団法人三島市歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県看護協会東部地区支部 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 三島市薬剤師会	ア 医療救護施設における医療救護活動の実施 イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、三島市薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会社団法人、公益社団法人静岡県看護協会東部地区支部及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。） ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会及び一般社団法人三島市歯科医師会）
静岡ガス株式会社 （東部支社）	ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時におけるガス供給の確保 ウ 施設設備の耐震予防対策の実施 エ 南海トラフ地震臨時情報発表時における防災広報、施設の点検等災害予防措置
一般社団法人 静岡県LPガス協会 （三島地区会）	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報 イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施 ウ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施 エ 燃料の確保に関する協力 オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
静岡県道路公社	ア 避難路、緊急輸送路の道路施設及び占有物の点検 イ 緊急輸送路を確保するために緊急に対策を必要とする箇所の整備 ウ 緊急輸送路の利用を円滑に行うための交通規制広報、障害物の除去及び応急復旧
伊豆箱根鉄道 株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 列車の運転規制措置 ウ 列車の運行状況、乗客の避難状況等の広報
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 株式会社エフエムみしま・かなみ	ア 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時において特別番組を編成し、南海トラフ地震臨時情報、地震情報、その他地震に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
一般社団法人静岡県警備業協会	災害時の道路交差点での交通整理支援
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人静岡県建設業協会 三島市建設事業協同組合	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
土地改良区 （中郷用土地改良区）	ア 災害予防 所管施設の耐震性の確保 イ 南海トラフ地震臨時情報発表時 関係機関等に対する用水状況の情報提供

	ウ 応急・復旧 (ア) 関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 所管施設の緊急点検 (ウ) 農業用水及び非常用水の確保
富士山静岡空港株式会社	ア 緊急事態を想定した訓練の実施 イ 緊急事態発生時の静岡空港現地対応本部の設置 ウ 空港利用者の安否情報、被災情報の集約等 エ 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

(4) 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 災害時における人命又は財産保護のための救援活動 イ 災害時における応急復旧活動
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動
航空自衛隊 第一航空団ほか	ア 災害時における人命保護のための救助 イ 災害時における応急復旧活動

3 地震防災応急計画の作成義務者

処理すべき事務又は業務
ア 地震防災訓練の実施 イ 従業員及び施設利用者等に対する避難方法等の周知 ウ 従業員等に対する防災教育及び広報 エ 災害応急対策に必要な資機材等の確保措置 オ 防災組織の整備 カ 東海地震予知情報等の収集及び伝達 キ 警戒宣言発令時における従業員及び施設利用者等の避難誘導 ク 警戒宣言発令時における火気の規制、施設設備等の点検、仕掛工事の中止等安全措置 ケ 地震発生時における従業員及び施設利用者等の避難誘導

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、市の行う防災活動に協力するものとする。

機 関 名 等	処理すべき事務又は業務
三島市建設産業連合会	災害時における応急復旧対策についての協力
三島市防火協会	災害予防活動、防火・防災の知識の普及
三島市消防団	ア 災害予防、警戒及び災害応急活動 イ 災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動 ウ 予警報の伝達 エ その他災害現場の応急作業
三島商工会議所	ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力 イ 災害時における価格安定についての協力 ウ 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力 エ 商業者・事業者等の相談窓口の設置
富士伊豆農業協同組合	ア 農林水産物の被害調査についての協力 イ 災害時における農産物の確保 ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

<p>三 島 市 自 主 防 災 組 織</p>	<p>ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力 イ 住民に対する情報の連絡、収受 ウ 避難誘導、避難所の運営に関する協力 エ り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力</p>
<p>三 島 函 南 広 域 行 政 組 合 (みしま聖苑)</p>	<p>ア 遺体の火葬 イ 防疫その他保健衛生に関する事項 ウ その他市のおこなう災害応急対策への協力</p>
<p>防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者</p>	<p>ア 所管に係る施設についての防火管理 イ 防災に関する保安措置、応急措置の実施 ウ 当該施設に係る災害復旧</p>

【発災前】

第2章 平常時対策

地震発生時及び南海トラフ地震臨時情報発表時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練、自主防災活動等について定める。

第1節 防災思想の普及

【共通対策編 第2章 第4節 防災知識の普及計画】に準ずる。

第2節 自主防災活動

【共通対策編 第2章 第7節 自主防災組織の育成】及び【共通対策編 第2章 第8節 事業所等の自主的な防災活動】に準ずる。

第3節 地震防災訓練の実施

- 南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県が実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- なお、要配慮者等に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者等の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 市

(1) 訓練の内容

- 市は、国、県、他の市町村及び防災関係機関等と共同し、又は単独で次の訓練を行う。特に関係機関との連携に重点をおき、情報の一元化、地図の共有化が図られるよう留意する。
- 訓練に当たっては、南海トラフ地震臨時情報が発表される場合、突然地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等逐次訓練内容を高度化し、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性のある訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- 訓練終了後は、評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じ、地域防災計画や防災体制、個別マニュアルの見直しを行う。
- 随時、災害図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

区分	内容
総合防災訓練	ア 職員参集 イ 情報収集及び伝達(防災関係機関を含む。) ウ 本部運営訓練 エ 広報活動 オ 避難の指示、避難誘導 カ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動 キ 食料、飲料水、医療その他救援活動 ク 汚物処理 ケ 救援物資輸送 コ 消防、水防活動 サ 救護活動

	シ 救出・救助 ス 遺体措置 セ 避難所運営 ソ 要配慮者支援 タ 道路啓開 チ 応急復旧												
地域防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・12月第1日曜日を「地域防災の日」と定め、自主防災組織を中心として地域の実情にあった防災訓練を全市的に避難所単位での実施を推進する。 ・この訓練は、突然発生地震を想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に、要配慮者に配慮した訓練を実施する。 												
個別防災訓練・研修	総合防災訓練とは別に個別防災訓練を行う。その主な内容は次のとおりとする。												
	<table border="1"> <tr> <td>本部運営訓練</td> <td>災害対策本部の運営、立ち上げの訓練を実施する。</td> </tr> <tr> <td>職員の動員訓練等</td> <td>適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の参集訓練等を実施する。</td> </tr> <tr> <td>情報の収集伝達訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、国、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 </td> </tr> <tr> <td>職員研修</td> <td>幹部職員、職員初動行動、危機管理基礎、業務継続計画(BCP)、防災行政無線使用方法、新人職員等の各研修会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>現地配備員</td> <td>現地配備員基礎内容、防災行政無線使用方法、避難所運営等の研修会を開催する。</td> </tr> <tr> <td>各応急対策業務の個別訓練</td> <td>遺体措置、重要データのバックアップ等の各応急対策業務の個別訓練を実施する。</td> </tr> </table>	本部運営訓練	災害対策本部の運営、立ち上げの訓練を実施する。	職員の動員訓練等	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の参集訓練等を実施する。	情報の収集伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、国、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 	職員研修	幹部職員、職員初動行動、危機管理基礎、業務継続計画(BCP)、防災行政無線使用方法、新人職員等の各研修会を開催する。	現地配備員	現地配備員基礎内容、防災行政無線使用方法、避難所運営等の研修会を開催する。	各応急対策業務の個別訓練	遺体措置、重要データのバックアップ等の各応急対策業務の個別訓練を実施する。
	本部運営訓練	災害対策本部の運営、立ち上げの訓練を実施する。											
	職員の動員訓練等	適宜交通機関又は交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間外の参集訓練等を実施する。											
	情報の収集伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震臨時情報発表時には、特に情報の正確・迅速な収集及び伝達が防災対策の基本となることにかんがみ、国、県、防災関係機関、報道機関と協力して実施する。 ・この場合、段階的に情報量、参加機関を増加させ、訓練の高度化を図るよう留意する。 ・訓練に当たっては、有線電話がふくそう又は途絶した時、勤務時間外等の条件を適宜加えるものとする。 											
	職員研修	幹部職員、職員初動行動、危機管理基礎、業務継続計画(BCP)、防災行政無線使用方法、新人職員等の各研修会を開催する。											
現地配備員	現地配備員基礎内容、防災行政無線使用方法、避難所運営等の研修会を開催する。												
各応急対策業務の個別訓練	遺体措置、重要データのバックアップ等の各応急対策業務の個別訓練を実施する。												
	別に定める訓練計画に基づき次の訓練を定期的実施する。												
オフロードバイク隊訓練	ア オフロードバイク操縦訓練 イ 緊急輸送路及び救護医院の被災状況の把握訓練 ウ 情報収集・伝達（無線取扱い訓練を含む。）訓練 エ 応急手当て訓練 オ 資機材取扱い訓練 カ 陸上自衛隊駐屯地での実践訓練 キ その他訓練計画による訓練												

(2) 防災訓練等の実施回数

- ア 総合防災訓練 年1回以上
- イ 地域防災訓練 年1回以上
- ウ 個別防災訓練 各1回以上
- エ オフロードバイク隊訓練 月1回以上

(3) 防災訓練の広報

訓練に住民等の積極的な参加を求めるとともに、訓練に伴う混乱を防止するため、

必要な広報を行う。

2 防災関係機関

- 防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は地震防災応急計画並びに対策計画に基づいて訓練を行う。
- その主要な機関及び重点事項は次のとおりである。

機関名等	重点事項
経済産業省 関東経済産業局	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 生活必需品等の防災関係物資の供給の確保など地震防災応急対策 エ 生活必需品の調達、あっせんなど災害応急対策
国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 所管施設等の点検、状況把握、応急対策 エ 関係機関との情報共有
東海旅客鉄道株式会社 (三島駅)	ア 南海トラフ地震臨時情報の伝達 イ 列車の運転規制方法及び運転再開方法 ウ 旅客の避難誘導
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社 NTTドコモ東海支社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 南海トラフ地震臨時情報発表を想定した通信ふくそう対策等の地震防災応急対策 ウ 地震発生を想定した通信設備の緊急復旧等の地震災害応急対策
日本赤十字社 静岡県支部	ア 医療救護実施のための救護資機材の点検確認、救護班の編成及び訓練等の実施 イ 血液製剤の確保及び供給 ウ 赤十字奉仕団、自主防災組織などに対する救急法の講習等の指導
日本放送協会 (静岡放送局)	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 放送送出 エ 視聴者対応等
中日本高速道路株式会社	ア 南海トラフ地震臨時情報等の伝達 イ 地震発生に備えた資機材、人員等の配備手配 ウ 交通対策 エ 緊急点検
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	ア 情報連絡、災害復旧資機材の整備点検及び復旧 イ 地震防災応急対策 ウ 災害復旧
静岡ガス株式会社 (東部支社)	ア ガス供給停止等非常体制の確立 イ 防災に関する整備、資材等の確保、点検 ウ 安全について利用者等に対する広報
伊豆箱根鉄道株式会社	ア 乗客の避難 イ 情報伝達
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社	ア 組織動員 イ 情報連絡 ウ 視聴者対応等

株式会社エフエムみしま・かんなみ	
地震防災応急計画及び対策計画の作成義務者	ア 情報の収集及び伝達 イ 避難誘導 ウ 火災予防措置及び施設、設備等の点検 エ その他施設、事業の特性に応じた事項

第4節 地震災害予防対策の推進

- 地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。
- 地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。
- 市は、第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した「三島市地震対策アクションプログラム2013」により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせることで対策を充実・強化する。また、その際、市民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。
- 三島市業務継続計画（BCP）に基づき行動することにより、大規模災害時であっても最善の災害対応が図れるよう業務継続を図るものとする。
- 実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や連携の確認、状況の変化に応じた体制の見直しを行うと伴に、結果をフィードバックし、防災計画の修正・改訂などを行い、PDCAサイクルにより不断の見直しを行う。
- 災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設、公園等の整備に努めるものとする。

1 緊急消防援助隊の受援体制

市及び消防本部は、消防組織の確立及び消防施設の強化拡充並びに消防相互応援体制の充実を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

2 消防用施設の整備

市及び消防本部は、所掌する業務に応じ、災害時に地域における消防活動の拠点となる以下の施設の整備に努めるものとする。

- ア 消防団による避難誘導のための拠点施設
- イ 緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設
- ウ 消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備
- エ 地震災害時における救助活動等に係る機能強化を図るための消防用車両又は資機材
- オ 消防救急デジタル無線又は高機能指令センター
- カ その他、地震災害等に対応するため特に必要と認められる消防用施設

3 火災の予防対策

市及び消防本部は、危険物関係施設、工場、事業所等の管理者及び住民の理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、次の指導を進める。

区 分	内 容
危険物施設 少量危険物 取扱所	別に作成した「危険物製造所等の地震対策指針」等に基づき、必要な安全対策を関係事業所に周知し、その実施を促進する。
高圧ガス (LPガスを含む) 施設	・高圧ガス貯蔵槽にもうけられている緊急遮断弁に感震装置を付設するよう指導を進めるとともに、施設の耐震診断と補強の指針を作成し安全対策を推進する。

	・特に、可燃性ガス、毒性ガスのボンベについては、転倒防止措置の実施を徹底する。	
LPガス消費設備	LPガス容器については、鎖等により転倒防止措置を徹底するとともに、ガス放出防止器等の取付けを促進する。	
都市ガスの安全対策	雑居ビル及び建築物の地階等における点検の強化、ガス漏れ警報設備の設置、通報体制の整備、ガス遮断装置の設置等を指導する。	
研究室、実験室等薬品類を保有する施設	次のような自然発火が生じないよう予防措置を講ずることを指導する。 ア 可燃物と酸化剤の接触による発火 イ 黄りん、金属ナトリウム等の保護液の流失による発火 ウ 金属粉、カーバイト、その他浸水による発火	
不特定多数の者が出入りする施設	劇場、旅館、雑居ビル、建築物の地階等の不特定多数の者が出入りする施設における出火防止対策について特に指導を強化する。	
各家庭の機器及び設備	石油ストーブ	対震自動遮断装置付き石油ストーブの使用の徹底を図る。
	住宅用火災警報器の設置	戸建住宅やアパート、マンションなどに住宅用火災警報器などの設置及び維持管理について指導する。
	家庭用小型燃料タンク	燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
	消火器の設置等	各地域及び家庭での消火器の設置、風呂の水を溜め置きするよう啓発する。
	感震ブレーカー等の設置	電気に起因する火災の発生を抑制するため、感震ブレーカー等の設置の促進を図る。
その他の出火危険物	アルコール類、ベンジン、塗料用溶剤等の貯蔵、保管について安全な措置を講ずるよう指導するものとする。	

4 建築物等の耐震対策

区分	内容	
建築主等に耐震性の向上	建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。 イ 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。	
市及び県による耐震性の向上	静岡県耐震改修促進計画及び三島市耐震改修促進計画に基づき、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。 ア 市民向けの「建築相談窓口」を設置し、耐震診断及び耐震補強の必要性を啓発する。 イ 自主防災組織等と連携して耐震補強等の説明会等を実施する。 ウ 建築主、建築設計者等への下記について啓発する。	
	新築建築物	「静岡県建築基準条例」、「静岡県建築構造設計指針」及び「建築設備耐震設計・施工指針」等による設計及び工事監理等の徹底
	既存建築物	「木造住宅の耐震診断と補強方法」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、改修設計指針」、「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針」等による耐震診断及び耐震補強
建築	「建築設備・昇降機耐震診断基準及び改修指針」等による	

	設 備	既存の電気設備、空調設備、給排水設備等の耐震診断及び耐震補強
		エ 耐震診断及び耐震補強に対する補助制度の活用を促進する。 プロジェクト「TOUKA I-O」総合支援事業により、昭和56年5月以前に建築した木造住宅、店舗・事務所ビル等の建築物及びブロック塀等の耐震化を図る。
公 共 建 築 物 の 耐 震 化		<ul style="list-style-type: none"> 市は所有する公共建築物について、耐震診断及び耐震補強の実施結果に基づいて耐震性能を把握するとともに、その公表に努める。 防災拠点となる公共施設等のうち、老朽化した施設については、計画的に建物の改築を進めるよう努めるものとする。
コ ン プ ュ ー タ の 安 全 対 策		市は、自ら保有するコンピュータ・システムについて、「情報システム安全対策基準」などの各種安全対策基準に基づき、引き続き所要の対策を推進する。
家 具 ・ 書 棚 の 転 倒 防 止		<ul style="list-style-type: none"> 市は、タンス、食器棚、ピアノ、テレビ、冷蔵庫等の転倒による事故の防止のため、家具等の転倒防止について市民に対して啓発を行うとともに、高齢者、障がい者及び母子家庭の世帯に対しては家具の固定の支援を行う。 市役所庁舎内及び民間事業所などのスチール製の書棚、ロッカー等について転倒防止の安全対策の実施を推進する。
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 倒 壊 防 止		<ul style="list-style-type: none"> 市有施設においては、原則として新たにブロック塀を使用しない。または、60 cm以下の高さとする。 市有施設の既存のブロック塀等については、建築基準法第12条に基づく定期点検等の結果により、必要に応じて改善を行う。 市は民間のブロック塀等について、自治会や自主防災組織の協力を得ながら、避難路などの道路沿いにある危険なブロック塀等を把握するための点検等を実施するなど安全確保に向けた取組を進める。
ガ ラ ス の 飛 散 防 止		市は、県と連携して、県が定めるガラス類等安全対策指針により、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物のガラス、家庭内のガラス戸棚等の安全対策の実施を指導する。
耐 震 化 以 外 の 命 を 守 る 対 策		耐震化による対策が困難な住宅については、防災ベッドや耐震シェルターの設置などの、耐震化以外の命を守る対策の実施を周知する。
供 給 ラ イ ン の 耐 震 化		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン事業者及び施設管理者は、ライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、非常用電源の確保、拠点の分散等による代替性の確保を進めるものとする。 災害拠点病院等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。 ライフライン収容施設としての電線共同溝の整備等を図るものとする。

5 被災建築物等に対する安全対策

区 分	内 容	
応 急 危 険 度 判 定	認 定	県は、「静岡県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被害建築物応急危険度判定士の認定及び登録を行う。
	体制等	市は、県と連携して「静岡県地震対策推進条例」に基づき、応急危険度判定を円滑に実施するため体制を整備するとともに、住民に対する啓発を行う。
被 災 宅 地 危 険 度 判 定	県は、「静岡県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の登録を行う。	
災 害 危 険	市長は、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に	

区域の指定	応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。	
	指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築に関する制限を定める。
	指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

6 地盤災害の予防対策

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を事前に防止するため、住民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。

区 分	内 容
山・がけ崩れ防止対策の推進	山・がけ崩れのおそれのある箇所について、地域住民への土砂災害ハザードマップの配布やインターネットによる土砂災害警戒区域等の公表等により、当該地域の危険性を広報する。
軟弱地盤対策の推進	軟弱地盤が広く分布する地域においては、地震より大きな被害を受けやすいこと等を周知させるとともに、「木造住宅の簡易な軟弱地盤対策」等により必要な対策を講ずるよう指導する。
液状化対策の推進	液状化被害の危険性を示した液状化危険度マップを周知するとともに、地盤の液状化が予想される地域では、地震により大きな被害を受けやすいこと等、液状化に関する知識の普及と液状化対策の必要性の周知に努める。
大規模盛土造成地対策の推進	地震時に滑動崩落の恐れがある大規模盛土造成地については、宅地の安全性の把握に努めるよう周知する。

7 落下倒壊危険物対策

- 地震の発生により道路上及び道路周辺の構築物等が落下、倒壊することによる被害の予防、特に避難路、緊急輸送路を確保するため、当該構築物等の設置者、所有者、管理者等は、点検、補修、補強を行うものとする。
- 市は、当該構築物等の設置者等に対し、必要な措置等を実施するよう指導する。

物 件 名	措 置 等
横断歩道橋	施設の点検を行い、落橋防止を図り道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険防止を図る。
枯死した街路樹等	樹木除去等適切な管理措置を講ずるよう努める。
電柱・街路灯	施設の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停留屋等	<ul style="list-style-type: none"> ・新設については、安全性を厳密に審査する。 ・既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。 ・設置者又は管理者は、これらの対策・措置に努める。
看板、広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。 ・許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求め安全性の向上を図る。 ・設置者又は管理者は、許可条件を遵守するとともに、安全性の向上に努める。
ブロック塀	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、撤去等を行う。 ・新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
家屋の屋根等	脱落防止等の落下物対策を図る。

及び特定天井	
ガラス窓等	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう改修する。
自動販売機	転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木、煙突	倒壊等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。

8 危険予想地域における災害の予防

(1) 避難計画の策定

市は、下記の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

区 分	内 容
要避難地区の指定	市長は、第4次地震被害想定の結果等から判断して、山・がけ崩れ及び延焼火災の発生の危険が予想され、避難対策を推進する必要がある地域を要避難地区として指定する。
避難対象地区の指定	市長は、避難指示の対象とする地域として、要避難地区のうち延焼火災の発生の危険が予想される地域を除く、山・がけ崩れの発生の危険が予想される地域を避難対象地区として指定する。
避難地 避難路の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、住民の避難のための避難地、避難路等の指定を行う。 ア 避難対象地区の住民の避難のため、避難地を指定する。 イ 延焼火災発生時における避難のため、広域避難地、幹線避難路を指定する。また必要に応じ一時避難地を指定する。
避難所の指定	市長は、要避難地区の状況に応じ、災害によって居住場所を確保できなくなった者の一時的な生活支援のため、避難所を指定する。

(2) 平常時に実施する災害予防措置

区 分	内 容	
避難誘導 体制整備	市長は、要避難地区の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、指定避難所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。	
山・がけ崩れ 危険予想 地域等	山・がけ崩れ 危険予想 地域 図	市は、県と協力して、過去の山・がけ崩れ災害事例及び現況調査等を参考に、山・がけ崩れ危険予想地域図を作成し、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所について巡回監視に努める。
	住民への 危険性の 周知	市長は、地域の実情に即した方法により当該地域を避難対象地区として指定するとともに、当該地域の住民に対しその危険性の周知に努める。
	地震発生時	市長は、当該地域において立ってられないほどの強い地震が起こった場合には、即刻危険箇所から離れ、避難地（耐震性を有する屋内施設を含む）へ避難する等、地域の実情に応じ住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

9 被災者の救出活動対策

建物の倒壊による被災者等に対する救出活動が迅速的確に行えるよう、平常時から次の措置を行う。

実施主体	内 容
市	ア 自主防災組織、事業所等及び住民に対する地域における相互扶助による救出活動についての意識啓発 イ 自主防災組織の救出活動用資機材の配備の支援
消防本部	ア 救出技術の教育、救出活動の指導 イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備
自主防災組織、事業所等	ア 救出技術、救出活動の習得 イ 救出活動用資機材の点検及び訓練の実施 ウ 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

10 要配慮者の支援

要配慮者に対し、その障害の内容、程度、能力等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備することとし、その内容は【共通対策編 第2章 第11節 要配慮者支援計画】に準ずる。

11 生活の確保

地震災害が発生した場合の生活を確保するため平常時から次の措置を行う。

(1) 食料及び生活必需品の確保

実施主体	内 容
市	ア 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄 イ 市の地域内における緊急に必要な食料及び生活必需品(以下「救援物資」という。)の流通在庫調査の実施 ウ 流通在庫方式による確保が困難な物資の一部備蓄 エ 市内における救援物資調達及び配分計画の策定 オ 住民が実施する救援物資確保対策の指導 カ 救援物資の集積場所の選定及び運営管理等の検討 キ 学校施設炊き出しマニュアルの策定
市民	ア 7日間程度の最低生活を確保できる救援物資の備蓄 イ 避難が必要な場合に備え、最低限必要な食料、飲料水、日用品等の非常持出品の準備 ウ 自主防災組織等を通じたの助け合い運動の推進 エ 救援物資の共同備蓄の推進

(2) 飲料水の確保

実施主体	内 容
市	ア 復旧資材の備蓄を行う。 イ 「水道危機管理マニュアル～地震対策編～」を水道班の職員に周知を図る。 ウ 給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水機材を整備するとともに貯水槽を設置する。 エ 住民及び自主防災組織に対し貯水及び応急給水に関する指導を行う。 オ 工事業者等との協力体制を確立する。
自主防災組織	ア 応急給水を円滑に実施するために給水班の編成を準備しておく。 イ 災害発生時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水槽の水は水質検査を実施し、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。 ウ ろ水機、給水ポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム、燃

	料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。
市 民	ア 家庭における貯水 イ 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準にし、世帯人数の7日分を目標とする。 ウ 貯水する水は水道水等衛生的な水を用いる。 エ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ破損しないものとする。

(3) 燃料の確保

【共通対策編 第2章 第14節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画】に準ずる

(4) 医療救護

実施主体	内 容
市	ア 直接地域住民の生命、健康を守るため、市医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。 イ 大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定し、その機能が十分発揮できるよう、施設、設備、運営体制を整備する。 ウ 医療救護用の資機材の備蓄及び調達の計画を作成する。 エ 救護班（DMAT等医療チーム）の要請、重症患者の広域医療搬送等の対応策を作成する。 オ 家庭救護の普及を図る。
自主防災組織	ア 応急救護活動を行う衛生・救護班を編成する。 イ 医療関係団体等の協力により、応急手当等救護に関する講習会を開催する。
市 民	ア 軽度の傷病については、自分で手当てを行える程度の医薬品を準備する。 イ 医療救護を受けるまでの応急手当等の技術を習得する。 ウ 献血者登録に協力する。

(5) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	ア 被害想定に基づく災害廃棄物処理計画（し尿処理）及び防疫実施計画を作成する。 イ し尿処分地の選定及び仮設トイレの資機材を準備する。 ウ 防疫用薬品の供給体制を確立する。 エ 市民が行う防疫及び保健衛生活動の指導をする。 オ 避難所等における健康支援活動に係る体制を整備する。

(6) 清掃活動

実施主体	内 容
市	ア 被害想定に基づき災害廃棄物処理計画を定める。 イ 市民及び自主防災組織に対し廃棄物の応急処理方法、廃棄物を処理する上での役割分担を明示し協力を求める。 ウ 多量に排出される災害時の生活ごみに対応するため、協定を締結した三島市一般廃棄物組合との連携を強化する。

(7) 避難所の設備及び資機材の配備又は準備

○ 市は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき

直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

- なお、要配慮者に配慮した配備又は準備に努めるものとする。

必要な設備及び資機材	
ア 通信機材	キ 物資の集積所
イ 放送設備	ク 仮設の小屋又はテント
ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）	ケ 仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯トイレ
エ 炊き出しに必要な機材及び燃料	コ 防疫用資機材
オ 給水用機材	サ 清掃用資機材
カ 救護所及び医療資機材	シ 工具類

(8) 救援・救護のための表示

区 分	内 容
公共建物及び病院の屋上への番号表示	市は、地震発生後のヘリコプター等による空からの救援・救護活動を迅速かつ的確に行うため小学校等の公共建物及び指定した病院の屋上への番号標示に務める。
孤立予想地域	市は、孤立する恐れがある地域について地名標示シート・無線施設等の整備を実施、促進する。

(9) 応急住宅

区 分	内 容
供給体制の整備	市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を＜資料編6－8 応急仮設住宅建設予定地一覧表＞のとおり定め、体制を整備しておくものとする。
あっせん等体制の整備	市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、協定を締結した不動産事業者との連携を密にし住宅の供給体制を整備するものとする。

12 緊急輸送活動体制の整備

- 市は、協定を締結した建設業者と発災後の情報伝達及び道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保の方策について検討するものとする。
- 障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、国、県、関係機関と連携し応急復旧計画を立案するものとする。
- 災害時に緊急輸送ルートや避難路の通行を確保するため、安全性・信頼性の高い道路整備の他、障害となる可能性がある沿道建築物等の耐震化を促進する。

13 災害廃棄物の処理体制の整備

- 市は、「静岡県災害廃棄物処理計画」及び「静岡県がれき・残骸物処理マニュアル」を踏まえ、「国の災害廃棄物対策指針」を参考に、災害廃棄物処理計画を定めるものとする。
- 災害時に発生する災害廃棄物の処理体制の整備及び仮置場の確保に努める。

14 公共土木施設等の応急復旧

- 市は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うために、あらかじめ体制・資機材の整備に努める。
- 特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化するものとする。

15 情報システムの整備

- 災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう情報システムの高度化を図る。
- インターネットの回線ルートについて、Wi-Fiルーター、衛星電話回線の活用など多重化を図る。
- 関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

16 緊急輸送用車両等の整備

災害時において緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため車両等の整備を図る。

17 文化財等の耐震対策

- 文化財建造物、文化財所蔵施設の所有者等は、その耐震性の向上並びに地震による人的被害の防止等の安全性の確保に努めるために必要な対策を講ずるものとする。
- 市・所有者等は、県に対し県独自の耐震診断指針である「予備基礎診断」の管理士の派遣を要請するものとする。

必要な対策	
ア	文化財等の耐震措置の実施
イ	安全な公開方法、避難方法の設定
ウ	南海トラフ地震臨時情報発表時及び地震発生時における連絡体制の事前整備
エ	地震発生後の文化財等の被害状況調査及び関係機関への通報体制の整備
オ	文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備
カ	地震発生後の火災発生防止のための防災設備整備

第5節 防災関係機関・地方公共団体等との連携強化

区 分	内 容
他の地方公共団体との単独応援協定の拡充	他の地方公共団体との単独応援協定の締結は、大規模な地震災害等による同時被災を避けることを考慮しながら、拡充に努めるものとする。
協定締結団体との連携強化	協定を締結した地方公共団体及び民間事業者とは年1回以上協定内容の確認及び意見交換を行うなど連携を密にし、災害発生時に円滑な応援が受けられる体制を築くものとする。
近隣市町との連携強化	伊豆箱根鉄道沿線及び駿豆地区広域行政連絡会の関係市町と情報交換し、迅速・円滑な受けられるよう体制を整えるものとする。
市民団体・大学との連携強化	市民団体、NPO、市内の大学と災害応急対策で協力できる事項、人材派遣等について、意見交換し、連携を図るものとする。

【発災前】

第3章 地震防災施設緊急整備計画

地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業及びその他地震対策事業により、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の方針を示す。

第1節 地震防災施設整備方針

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を目的に地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行い、地震に強いまちづくりを進める。

整備方針	
	<ul style="list-style-type: none">・多数の人的被害が発生する恐れのある地域における被害要因を予め除去又は軽減すること。・地震発生後の被災地域住民等の生活を確保すること。・地震発生後の混乱を緩和し、救援活動を中心とする災害応急対策を確保すること。

各施設等の整備に当たっての基本的な考え方は次のとおりであるが、各施設等の整備について相互の整合性を図り総合的に推進するものとする。

1 防災業務施設の整備

区 分	内 容
消防用施設 の 整 備	<ul style="list-style-type: none">・地震発生時に予想される火災から、人命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等の消防用施設・消防用資機材の整備を図る。・消防団員が円滑な消防団活動を行えるよう、老朽化した消防団詰所の更新を順次行う。
通信施設及び 情報処理体制 の 整 備	<ul style="list-style-type: none">・地震発生時及び警戒宣言発令時には電話の輻輳、途絶が予想されるため、市民及び防災関係機関が災害情報等を迅速かつ的確に把握し、防災対策を円滑に実施するために必要な無線通信施設を整備する。・情報を集約、分析するための情報システムの高度化を図る。・住民等の混乱を防止し、生活を支援するための情報提供システムの整備を図る。・通信施設・設備等については、適切な維持管理を図る。

2 地域の防災構造化

区 分	内 容
避難所の整備	既成市街地の区域及びその周辺の地域において、避難困難地区の解消、避難者の受入能力の増強等避難の阻害要因を解消するため、避難所の整備及び福祉避難所の拡充を図る。
避難路の整備	所要避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等避難の円滑化を図る。
消防活動用 道路の整備	人口密集地等で人家が連担し、それに比して道路が十分整備されていないため、十分な消防活動を行うことができないおそれがある区域においては、道路の拡幅、直線化等により消防活動の円滑化を図る。
農免道路 の 整 備	災害時における農免道路橋梁の崩落と、その下を流れる河川がせき止められることを防ぎ、農免道路を避難路として利用する地区や農業

	生産者の孤立を防ぐために、農免道路の整備を図る。
共同溝、電線共同溝等の整備	災害時におけるライフライン機能の確保のため、共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設について、各事業者、地元住民及び県と調整を行いながら整備を図る。
老朽住宅密集市街地等地震防災対策	建物の倒壊や延焼火災の危険性が高い老朽住宅密集市街地の解消のため、市街地の面的な整備、建築物の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。
地域防災活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自主防災活動及び市が避難所等で行う災害応急活動を円滑に実施するために必要な設備及び資機材の整備を図る。 自主防災組織における積極的な訓練の実施と、防災資機材等の整備を促進するため、防災訓練及び防災資機材等の整備に係る費用について補助する。 高齢者等の住宅内の家具を金具等で固定することにより、地震発生時における家具の転倒若しくは散乱による高齢者等の被害を防止し、若しくは軽減し、又は避難路の確保を図る。 地震発生時における火災の発生及び延焼による被害を軽減し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、感震ブレーカーの設置に要する費用について補助する。

3 緊急輸送路の整備

区分	内容
道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルート確保を早期に図るため、安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。 地震の発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送活動のためにルートの多重化や代替性を考慮し、空路を含めた緊急輸送ネットワークを構築する。 県が指定した第1次緊急輸送路（高規格幹線道路、一般国道等広域的な重要道路及びアクセス道路で、輸送の骨格をなす道路）、第2次緊急輸送路（第1次緊急輸送路と重要な指定拠点とを連絡する道路）及び第3次緊急輸送路（第1次又は第2次緊急輸送路と指定拠点とを連絡する道路）並びに市が指定した緊急輸送路（市道）について、人員、物資の輸送に支障のないよう整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。 <p><資料編5-1 緊急輸送路一覧表></p>
ヘリポートの整備	緊急輸送、救援活動等において空路を有効に利用するため、ヘリポート及びその付帯設備の整備を図る。

4 防災上重要な建物等の整備

区分	内容
医療救護施設の整備	在院患者の安全と医療救護機能を維持するために必要な病院施設の耐震化の促進を図る。
社会福祉施設の整備	社会福祉施設の入所者等を地震災害から守るため施設の耐震化を図る。
学校等施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒の安全を確保するとともに、円滑な避難等の災害応急対策を実施するため学校等の施設の整備を図る。 小・中学校の耐震化については完了済となっている。 屋内運動場や柔剣道場は非構造部材の耐震化を実施済みであるが、それ以外で、高さが6m又は水平投影面積が200㎡を超える天井について、天井等落下防止対策を実施する。 <p><資料編10-3 三島市公共建築物耐震性能公表リスト></p>

不特定多数が利用する公的建物の整備	教養文化施設、集会施設、スポーツ・レクリエーション施設等不特定多数の者が利用する公共施設の整備を図る。
庁舎等の整備	庁舎の非構造部材等の耐震化を行い、来庁者及び職員の安全確保を図る。
地域防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災活動を円滑に実施するため、また平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。 ・地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、自動車駐車場等オープンスペースの活用を検討する。

5 災害防止事業

区 分	内 容
山崩れ、地すべり等の防止	地震による災害の発生を防止するため、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜地の崩壊）及び保安林又は保安施設地区について、防災施設の整備を図る。

6 災害応急対策用施設等の整備

区 分	内 容
上水道施設の整備	飲料水を確保するため、配水池等上水道施設の耐震化並びに緊急連絡管、緊急遮断弁及び非常用電源の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備の整備を図る。
下水道施設の整備	処理場に直結する遮集幹線を耐震化し、発災時における下水の流下機能を確保するとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等にトイレ施設の整備を図る。
備蓄倉庫の整備	食料、生活必需品等の物資及び防災資機材の備蓄のため、備蓄倉庫の整備を図る。
防災拠点備品等の整備	避難所等において、被災者の最低限の生活を保持するため各種防災資機材等の整備を図る。
応急救護設備等の整備	負傷者の応急救護等の救護機能を確保・強化するため、救護設備その他の応急的な措置に必要な設備または資機材の整備を図る。
緊急輸送用車両等の整備	緊急輸送及び情報収集を迅速に行うため、車両の整備を図る。

第2節 地震対策緊急整備事業計画

東海地震による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震財特法に基づき県が作成する地震対策緊急整備事業計画に即して、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図る。事業の実施期間は昭和55年度から令和6年度までの45年間である。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画

南海トラフ地震等による災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に基づき県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に即して、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を図る。

平成8年度から平成12年度までの第1次五箇年計画、平成13年度から平成17年度までの第2次五箇年計画、平成18年度から平成22年度までの第3次五箇年計画、平成23年度から平成27年度までの第4次五箇年計画、平成28年度から令和2年度までの第5次五箇年計画に続き、令和3年度から令和7年度までの第6次五箇年計画を実施している。

【南海トラフ地震臨時情報発表時】

第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応

国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画において、地方公共団体が南海トラフ地震防災対策推進計画で明示するものとされた南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応について、市は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、以下のとおり定める。

なお、防災関係機関の実施すべき防災対応についても、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画等の内容を踏まえて、本章において定める。

I 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、「三島市災害対策本部運営要領」に基づき「情報収集体制」をとり、関係所属による情報収集及び連絡活動を行う。
- 関係所属の組織体制、情報の収集・伝達に係る役割分担は、【共通対策編 第3章 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画】及び【地震対策編 別紙 第1節 防災関係機関の活動】に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時	情報収集体制 関係所属による、情報収集及び連絡活動を主とした体制をとる。

II 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達等

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、「三島市災害対策本部運営要領」に基づき「警戒体制」をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行う。
- 関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、【共通対策編 第3章 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画】及び【地震対策編 別紙 第1節 防災関係機関の活動】に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時	警戒体制 事態の推移を踏まえ、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行い、警戒活動等を実施する体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時」に記載（後述）しているイ～カの措置については、速やかに対応できるよう準備・検討等を開始する。 ※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知するものとする。
- 市は、地域住民に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。
- 周知及び呼びかけの方法は、【共通対策編 第3章 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画・第5節 災害広報計画】及び【地震対策編 別紙 第2節 情報活動・第3節 広報活動】に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は、1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 市のとるべき措置

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- 市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

Ⅲ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、「三島市災害対策本部運営要領」に基づき「災害警戒本部」を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとる。
- 市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、【共通対策編 第3章 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画・第5節 災害広報計画】及び【地震対策編 別紙 第2節 情報活動・第3節 広報活動】に準ずる。

区 分	内 容
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時	災害警戒本部 本部長である市長の指揮のもと、全庁的な情報共有及び大規模な災害の発生に備える体制をとる。 その他に次の措置を講ずる。 ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等

	<p>キ 職員等の安全確保</p> <p>※本体制は1週間継続することから、一定規模参集後にローテーションによる体制を構築する。</p>
--	--

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- 市は、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- 周知及び呼びかけの方法は、【共通対策編 第3章 第2節 組織計画・第4節 通信情報計画・第5節 災害広報計画】及び【地震対策編 別紙 第2節 情報活動・第3節 広報活動】に準ずる。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 消防機関等の活動

市は、「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防団及び水防団が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について定める。

第5節 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導・支援

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な飲料水を供給する体制を確保する。

2 電気

電気事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービスの運用、周知等の措置をとるものとする。

5 放送

- 放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の正確かつ迅速な報道に努めるとともに、後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した体制の整備を図るものとする。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、関係機関と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震に備えて、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等の被害軽減のための取組みなど、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害のある人等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕等の活用にも努めるものとする。

第7節 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備え、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置としてとるべき内容を定めておくものとする。

第8節 交通

1 道路

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動について、警察が地域住民等に周知することとしている。
- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

2 鉄道

- 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。
- 鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、当該情報が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

第9節 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 防災上重要な施設に対する措置

防災上重要な施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う点検、整備等について以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。

区 分	内 容
河 川	<ul style="list-style-type: none">・地震により危険がある区域においては、水門・樋門等の閉鎖状況、併催手段を確認する。・施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を講ずる。・管理システム、防災システム等の操作手順を確認し、必要な点検を実

	施する。
中郷温水池及び用水路	中郷温水池及び農業用水路について、施設のパトロールを行い、必要に応じて中郷温水池からの放流、用水路の断水又は減水を行えるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道路	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	土砂災害発生時における迅速な情報収集・伝達のための国・県等との連絡体制を整える。
工事中の公共施設、建築物、その他	地震関連情報の収集に努め、状況に応じて工事中断等の措置をとるものとし、これに伴う必要な補強・落下防止等の保全措置を講ずる。
本庁、総合防災センター及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合防災センター及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道水供給施設	溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。

2 不特定かつ多数の者が出入りする施設に対する措置

- 市が管理し、不特定かつ多数の者が出入りする施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、市が行う防災対応を以下のとおり定め、防災対応の円滑な実施を確保する。
- 市以外が管理する施設等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の防災対応については、下記内容を参考にしてそれぞれ施設の管理者が定めるものとする。

区 分	内 容
各施設が共通して定める事項	ア 情報の伝達 イ 必要な事業を継続するための措置 ウ 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置 エ 施設及び設備等の点検 オ 地震に備えて普段以上に警戒する措置 カ 防災対応実施要員の確保等 キ 職員等の安全確保
学 校	避難場所、避難経路、登下校路の安全確認など後発地震に備えた再確認を実施する。
社会福祉施設	情報の伝達等に当たって特に配慮を必要とする者が入所又は利用していることが多いことから、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法については、施設の種類や性格及び個々の施設の安全性を十分に考慮して、その内容を定めるものとする。

第10節 滞留旅客等に対する措置

- 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。
- 市以外の滞留旅客等の避難誘導及び保護すべき機関においては、滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制

等の措置を行うものとする。

【発災後】

第5章 災害応急対策

地震災害が発生した場合の市及び防災関係機関、事業所、市民等の災害応急対策について定める。

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、東日本大震災で見られたような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、想定を越える事態が発生するおそれがあることに十分に留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

第1節 防災関係機関の活動

地震発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに警戒本部との関連について定める。

1 市・消防本部

区分	内 容
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、地震が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。 ・警戒本部から災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。
	<p>所掌事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の編成及び運営は、地域防災計画共通対策編（以下この章で「共通対策編」という。）の定めるところによる。 ・災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達 イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報 ウ 水防その他の応急措置 エ 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」及び「三島市災害時受援計画」に基づく応援部隊等の受入 オ 被災者の救助、救護その他の保護 カ 施設及び設備の応急の復旧 キ 防疫その他の保健衛生 ク 避難指示又は警戒区域の設定 ケ 緊急輸送の実施 コ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給 サ 県への要請・報告等の災害応急対策の連携 シ 自主防災組織との連携及び指導 ス ボランティアの受け入れ
職員動員及び配備	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の動員及び配備は【配備体制一覧】のとおりとする。 ・本部長、副本部長及び本部員並びにあらかじめ指定された職員は、直ちに災害対策本部の業務に就く。 ・災害対策本部の各班長及び現地配備員として、あらかじめ定められた職員は災害対策本部が設置されたときは、直ちに所定の場所において災害応急対策にあたる。 ・上記以外の職員は、災害対策本部が設置されたときは、速やかに所属長からあらかじめ指定された場所において、各班長等の指揮の下に災害応急対策にあたる。 ・ただし、勤務時間外に発災した場合において、登庁することが困難な場合は、登庁可能となるまでの間又は指示等があるまでの間、最寄りの避難所において災害応急対策にあたる。

		・各所属長は地震発生後できるだけ速やかに職員の配備状況を把握し、動員対策班に報告するものとする。
消防団	所掌事務	ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動 ウ 一時避難地の安全確保及び避難路の確保 エ 地域住民等の避難所への誘導 オ 危険区域からの避難の確認 カ 自主防災組織との連携、指導、支援
消防本部		ア 被害状況等の情報の収集と伝達 イ 消火活動、救急活動、救助活動 ウ 地域住民等への避難指示の伝達 エ 火災予防の広報

【配備体制一覧】

区分	配備基準	配備職員	配備内容	災対本部設置
情報収集	県内で震度5弱以上 かつ市内で震度3以下	危機管理担当課の職員	情報収集	
事前配備	市内で震度4	・防災担当各課の一部の職員 ・オフロードバイク隊の職員	情報収集	
第1配備	市内で震度5弱以上	全職員の2/5程度の職員	災害対策本部を設置し、初期応急対策活動及び災害対策活動を遅滞なく遂行できる態勢	○
第2配備	市内で震度5強以上	全職員の1/2程度の職員	状況に応じた災害対策(救助)に万全を期す態勢	○
第3配備	市内で震度6弱以上	全職員	災害対策(救助)に万全を期す態勢	○

※富士山南東消防組合職員は富士山南東消防本部消防計画に基づき配備する。

※第3配備のうち、東日本大震災、阪神淡路大震災のような大規模災害時には、災害対策本部の指示で会計年度任用職員も参集する。

2 防災関係機関

【共通対策編 第1章 第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱】に準ずる。

第2節 情報活動

【共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画】に準ずる。

第3節 広報活動

【共通対策編 第3章 第5節 災害広報計画】に準ずる。

第4節 緊急輸送活動

【共通対策編 第3章 第21節 輸送計画】に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県の定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第5節 広域応援活動

【共通対策編 第3章 第3節 動員・応援・受援計画】に準ずる。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る緊急輸送活動については、県の定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

第6節 災害の拡大及び二次災害防止活動

1 消防活動

【共通対策編 第3章 第25節 消防計画】に準ずる。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって、次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民、自主防災組織、事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 ・ 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 ・ 消防署及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するため別に定める計画により活動する。 ・ 消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	---

実施主体	内 容	
消防本部 及び消防団	火災発生 状況等の 把握	消防長は消防本部を、市長は消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路 エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動 の留意 事項	消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はその恐れがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難所、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所 (研究室、	火災の 予防措置	火気の消火及びLPガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常

実験室を含む。)		発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 ・必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	<p>都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。</p> <p>ア 周辺地域の居住者等に対し、避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。</p> <p>イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。</p> <p>ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。</p>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼び掛けを実施するとともにその点検及び確認を行う。 ・火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等の防災資機材を活用して初期消火活動に努める。 ・消防隊（消防署、消防団）が到着したときは消防隊の長の指揮に従う。 	
市民	火気の遮断	<ul style="list-style-type: none"> ・使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。 ・都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類等のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

2 水防活動

三島市水防計画の定めるところによる。

3 人命の救出活動

【共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画】に準ずる。

4 被災建築物等に対する安全対策

【共通対策編 第3章 第14節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画】に準ずる。

5 災害危険区域の指定

【共通対策編 第3章 第14節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画】に準ずる。

第7節 避難活動

【共通対策編 第3章 第7節 避難救出計画】に準ずる。

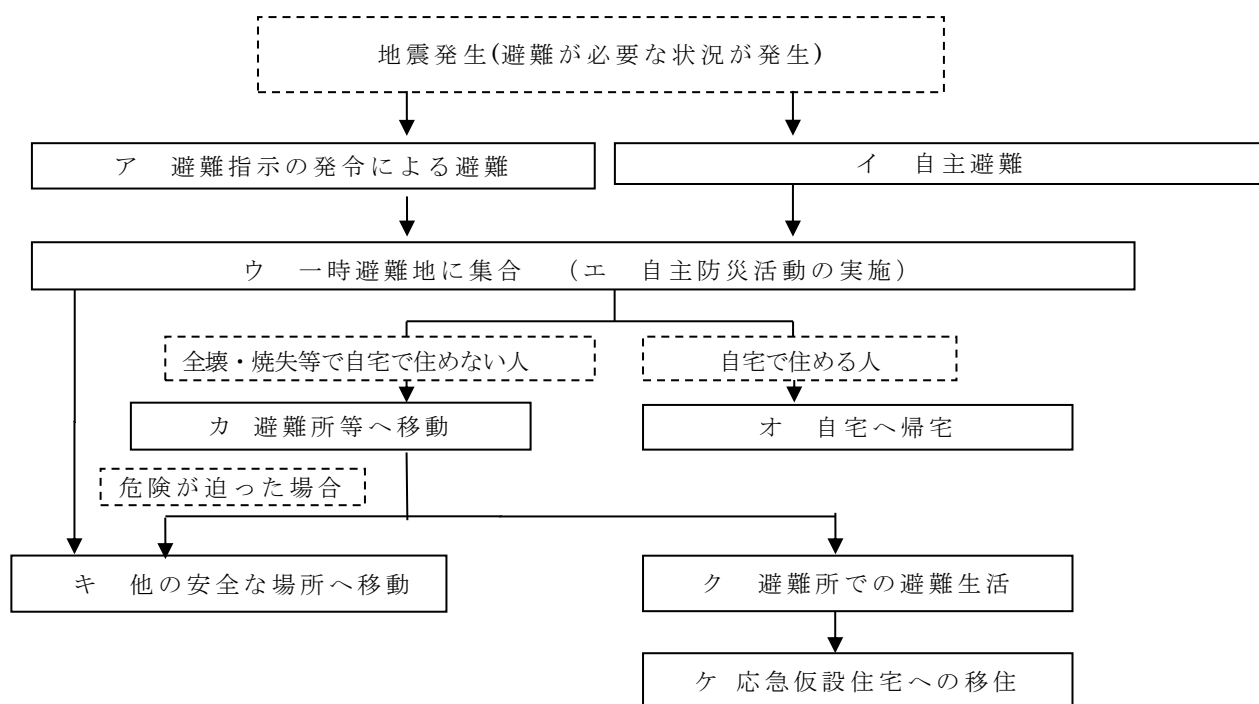
なお、地震災害が発生したときの避難対策の基本となる事項は以下のとおりである。

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため市は、適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。 避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を講ずるとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。
------	---

1 避難方法等

区 分	内 容
ア 避難指示の発令による避難	地震発生後、火災やがけ崩れ等の危険が迫り、避難指示が発令された場合、迅速に一時避難地又は避難所に避難する。
イ 自主避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難が必要な状況が発生した場合には、市民は自主判断で迅速に一時避難地に避難する。 避難の必要はないが、自主防災活動に参加できる市民は一時避難地に移動する。
ウ 一時避難地に集合	避難行動を開始した市民は、自主防災組織で事前に決めた一時避難地（公園、集会所等）へ危険回避のため集合する。その際、近隣の家屋の救出の有無等を確認し、徒歩で移動する。
エ 自主防災活動の実施	自主防災組織、事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、一時避難地を中心とした組織をあげて消火、救出、救護、要配慮者の支援、情報収集等を行う。
オ 自宅への帰宅	一時的に避難した市民で、危険な状況が去り自宅が被害を免れた、あるいは軽微だった場合は、自宅に帰宅する。その際、余震の状況及び一時避難地から自宅までの間のがけ崩れ等の危険度を確認しながら帰宅する。
カ 避難所等へ移動	避難を必要とする市民は自主防災組織等の単位ごとに可能な限り一団となって避難所のグラウンド等へ避難する。
キ 他の安全な場所へ移動	避難所、一時避難地等へ避難した住民は、当該避難所等に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官等の誘導のもとに幹線避難路を経て、他の避難所又は安全な場所へ避難する。
ク 避難所での避難生活	地震発生後、避難所の安全が確認された時は、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等をグラウンド等から避難所内に収容する。
ケ 応急仮設住宅への移住	応急仮設住宅の完成後、避難所に入所した被災者は、応急仮設住宅での生活に移行する。

【地震発生時の市民の避難行動】



2 一時避難地での行動等

区 分	内 容
一時避難地での自主防災組織の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織は、一時避難地を起点として次の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 自主防災本部の設置 イ 初期消火活動 ウ 住民の安否確認 エ 要配慮者への支援(所在確認及び避難誘導) オ 救出・救助活動 カ 医療救護活動(市民トリアージの実施) キ 地域内の被害情報収集 ク 市災害対策本部等への支援要請 ケ 避難した住民への移動指示(状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動) ・ 一時避難地を所有し又は管理する者は、自主防災本部の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。 ・ 自主防災組織は、消防団の協力を得ながら避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

第8節 社会秩序を維持する活動

【共通対策編 第3章 第20節 社会秩序維持計画】に準ずる。

第9節 交通確保の対策

【共通対策編 第3章 第22節 交通応急対策計画】に準ずる。

第 10 節 地域への救援活動

日常生活に支障をきたしたり災者等に対して行う食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資及び燃料の確保、医療救護活動、保健、衛生等の確保活動、遺体捜索、応急住宅の確保並びにボランティア活動への支援について市、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入に係る地域への救援活動については、県の定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

1 食料及び生活必需品等の救援物資の確保

【共通対策編 第 3 章 第 10 節 食料供給計画及び第 11 節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画】に準ずる。

2 給水活動

【共通対策編 第 3 章 第 12 節 給水計画】に準ずる。

3 燃料の確保

【共通対策編 第 3 章 第 11 節 衣料、生活必需品、その他物資及び燃料供給計画】に準ずる。

4 医療救護活動

【共通対策編 第 3 章 第 15 節 医療・助産計画】に準ずる。

5 し尿処理

【共通対策編 第 3 章 第 17 節 清掃及び災害廃棄物処理計画】に準ずる。

6 生活ごみ処理

【共通対策編 第 3 章 第 17 節 清掃及び災害廃棄物処理計画】に準ずる。

7 災害廃棄物処理（し尿、生活ごみを除く）

【共通対策編 第 3 章 第 17 節 清掃及び災害廃棄物処理計画】に準ずる。

8 防疫活動

【共通対策編 第 3 章 第 16 節 防疫計画】に準ずる。

9 遺体の捜索及び措置

【共通対策編 第 3 章 第 18 節 遺体の捜索及び措置埋葬計画】に準ずる。

10 応急住宅の確保

【共通対策編 第 3 章 第 14 節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画】に準ずる。

11 ボランティア活動への支援

【共通対策編 第3章 第28節 ボランティア活動支援計画】に準ずる。

第11節 学校における災害応急対策及び応急教育

【共通対策編 第3章 第23節 応急教育計画】に準ずる。

第12節 被災者の生活再建等への支援

【共通対策編 第3章 第24節 社会福祉計画】に準ずる。

第13節 市有施設及び設備等対策

【共通対策編 第3章 第34節 市有施設及び設備等の対策計画】に準ずる。

第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

市民生活に密接に関係する防災関係機関等が実施する災害応急対策の概要を示す。

区 分	内 容
水 道（市）	<ul style="list-style-type: none">・災害発生状況に応じ送水を停止する等、必要な措置を講ずる。・応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。・配管の仮設等による応急給水に努める。・医療機関、指定避難所等への優先的な応急給水に努める。
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	<ul style="list-style-type: none">・電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが、状況によって危険防止のため送電を停止する。・電力が不足する場合は、電力広域的運営推進機関と協調し、電力供給の確保に努めると共に、必要に応じて他電力会社へ資機材や要員派遣等の依頼を行う。・応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。・電力供給再開までに長時間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。・火災等の2次災害を防止、軽減するため、ブレーカースイッチの操作等についての利用者への広報に配慮する。
静岡ガス株式会社 （東部支社） 一般社団法人 静岡県LPガス協会 （三島地区会）	<ul style="list-style-type: none">・都市ガスは、ガス事業者が設置する地震計により、各社が定める停止基準値を超えた場合は、ガスの供給を停止する。・都市ガス及びLPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。・都市ガス及びLPガスの施設の安全点検を実施する。・都市ガスの供給の安全が確認された区域から順次供給を再開する。・指定避難所等に臨時に必要な燃料供給を行う。・応急復旧に必要な資機材及び車両を確保し、応急復旧工事を行う。・火災等の2次災害を防止、軽減するため、ガス栓の閉止等の措置についての利用者への広報に配慮する。
西日本電信電話	<ul style="list-style-type: none">・通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要

<p>株 式 会 社 (静 岡 支 店)</p>	<p>な措置をとる。 ア 臨時回線の設定をするほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板 web171 サービスを提供する。 ・ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ・ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
<p>株式会社 NTT ドコモ 東 海 支 社</p>	<p>・ 通信のふくそう緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。 ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ携帯電話の貸出に努める。 イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは一般利用の制限等の措置をとるほか、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスを提供する。 ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。 ・ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を行う。 ・ 通信の早期疎通を図るため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
<p>放 送 (日本放送協会、 民間放送会社、 株式会社エフエム みしま・かなみ)</p>	<p>・ 放送機材の故障及び中継回線の途絶により放送が不可能になった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。 ・ 応急復旧に必要な資機材の確保及び設備等の機能回復の措置を講ずる。 ・ 臨時ニュース、特別番組の編成、地震情報等、被害状況、復旧状況、生活関連情報等の正確・迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>
<p>市 中 金 融 機 関</p>	<p>・ 被災金融機関は、営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。 ・ 被災復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。 ・ 財務省東海財務局静岡財務事務所は、日本銀行静岡支店と協議のうえ、相互の申し合わせを行い次の措置を講ずる。 ア 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等 イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出しの実行等についての特別取扱い ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社 (三 島 駅) 日本貨物鉄道株式会社 伊豆箱根鉄道株式会社</p>	<p>・ 利用者、顧客等への情報伝達手段を確保する。 ・ 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。 ・ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。 ・ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>
<p>道 路</p>	<p>・ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に連携し道路施設の点検巡視を行い、被害箇所を迅速に把握する。 ・ 道路管理者は、他の道路管理者その他の関係機関と相互に協力し緊急輸送路の早期確保に努める。 ・ 道路管理者は、道路の応急復旧のため建設業協会等の協力を求め必要な措置を講ずる。 ・ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。</p>

	・避難路としての使用が予定されている区間がある場合、交通規制等の必要な措置をとる。
--	---

第15節 地震防災応急計画等を作成すべき施設・事業所の災害応急対策

地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。

計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。

1 各施設・事業所に共通の事項

○ 各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意する。

共通事項	ア 災害時応急対策を実施する組織の確立に関する事項 (ア) 災害応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制 (イ) 防災要員の参集連絡方法、参集手段等
	イ 出火防止措置、消防用施設等の点検
	ウ その他必要な災害応急対策に関する事項

2 各施設・事業所の計画において定める事項

○ 各施設又は事業所の特殊性、公益性、地理的特性等を考慮の上、次の点に留意して計画に定める。

区 分	内 容
病院、診療所、スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・患者、利用者、顧客等への情報伝達手段を確保すること。 ・地震等に関する情報及び指定避難所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施すること。 ・病院、診療所においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮すること。
石油類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設	火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施すること。
学校・幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所、避難路、避難誘導方法等を定める。 ・保護を必要とする生徒等の保護、移動が不可能又は困難な要配慮者の安全確保に必要な措置等に配慮すること。

【復旧・復興期】

第6章 復旧・復興対策

大規模地震災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、引き続き推進する被災者の生活再建及び施設の復旧整備等を通じ、災害に対して強い地域づくりや復興のための基礎的な条件づくりを目指す復旧・復興対策について定める。

第1節 防災関係機関の活動

市の復旧・復興対策の組織の設置、職員の確保並びに活動及び防災関係機関の活動については災害対策本部と調整を図りながら迅速に実施する。

1 市

区 分	内 容
三島市震災復興本部	設 置 <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、地震災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、三島市震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。 ・復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。 ・復興本部は災害対策本部と併設できる。復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。
	所掌事務 <p>市の復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三島市震災復興計画の策定 ・震災復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達 ・県その他の防災関係機関に対する震災復興対策の実施又は支援の要請 ・静岡県震災復興基金への協力 ・被災者の経済的再建の支援及び雇用の確保と相談窓口の設置 ・民心安定上必要な広報 ・その他の震災復興対策
三島市災害対策本部との調整	災害応急対策との調整を図りながら、円滑な震災復興対策を推進するため、必要に応じ、災害対策本部との連絡調整会議を開催する。
防災会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・復興本部が設置された場合、必要に応じ、防災会議を開催し、情報の収集伝達及び復旧・復興対策推進に係る連絡調整などを行う。 ・招集される防災会議の委員は、復旧・復興対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。 ・防災会議は、復興本部との調整を図るものとする。

2 防災関係機関

防災関係機関が、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
警察庁関東管区警察	ア 管区内各県警察の復旧・復興対策等に関する連絡調整 イ 復旧・復興対策の推進に当たっての隣接管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 ウ 警察通信施設の復旧・復興 エ 復旧・復興対策における管区内各県警察の相互援助の調整
総務省	ア 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び

東海総合通信局	非常通信の監理 イ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査 ウ 通信インフラに支障が発生した被災地の市町への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
財務省 東海財務局 (静岡財務事務所)	ア 被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請 イ 地方公共団体において国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する無償貸付の適切な措置
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣 ウ 関係機関との連絡調整
厚生労働省 静岡労働局 (三島労働基準監督署)	ア 復旧・復興事業等における労働災害防止対策の強化 イ 労災保険給付等に関する措置、雇用保険の失業等給付に関する措置 ウ 離職者の早期再就職等の促進(職業相談、雇用維持の要請等)
農林水産省 関東農政局	ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること イ 応急用食料・物資の支援に関すること ウ 食品の需給・価格動向の調査に関すること エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること カ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること ケ ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
農林水産省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林野庁関東森林管理局	市からの要請に対する復旧用材(国有林材)の供給
経済産業省 関東経済産業局	ア 商工鉱業の事業者の被災状況の把握、情報の収集 イ 中小企業の復旧・復興資金の融通 ウ 生活関連物資の安定供給を行うための小売事業者等の指導 エ 電気の安定供給に関すること オ ガスの安定供給に関すること
経済産業省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国土交通省 関東地方整備局 国土交通省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 管轄する基盤施設(河川、道路など)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係機関と調整を図り実施 ウ 復旧・復興事業に関する広報の実施
国土交通省	ア 緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対

中部運輸局	<p>する輸送力の確保に関する措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達のあっせん</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>ア 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用</p> <p>イ 地理情報システムの活用</p> <p>ウ 位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施</p>
気象庁 東京管区气象台 (静岡地方气象台)	<p>大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報、地震情報（東海地震に関連する情報を含む。）等の発表又は通報並びに解説</p>
環境省 関東地方環境事務所	<p>ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等</p>
環境省 中部地方環境事務所	<p>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
防衛省 南関東防衛局	<p>ア 所管財産使用に関する連絡調整</p> <p>イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整</p> <p>ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援</p>

(2) 指定公共機関

機関名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
独立行政法人 国立病院機構	<p>所管する病院における復旧・復興対策の推進</p>
日本郵便株式会社 東海支社 (三島郵便局)	<p>ア 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>イ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分</p> <p>ウ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>エ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>オ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。</p> <p>カ 警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切に対応する。</p> <p>キ 平常時においても関係機関等と連携し、災害予防に努める。</p>
日本銀行 (静岡支店)	<p>ア 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p>
日本赤十字社 静岡県支部 (三島地区会)	<p>ア 義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会（仮称）への参加</p> <p>イ 協力奉仕者及び関係団体との連絡調整</p> <p>ウ 他支部への協力の要請</p>
日本放送協会 (静岡放送局)	<p>ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施</p> <p>エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施</p>
中日本高速道路株式会社	<p>ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p>

	<p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
<p>東海旅客鉄道株式会社 (三島駅) 日本貨物鉄道株式会社</p>	<p>ア 災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画をたて、これを実施することとする。</p> <p>イ 本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</p>
<p>西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ 東海支社</p>	<p>ア 施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>
<p>岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスマネージャ ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社</p>	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>
<p>日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</p>	<p>復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行</p>
<p>東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社</p>	<p>ア 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。</p>
<p>一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会</p>	<p>公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力</p>
<p>株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社 ユニー株式会社 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン&アイホールディングス</p>	<p>被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する</p>

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項
<p>静岡ガス株式会社 (東部支社)</p>	<p>ア ガス管等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということ迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</p> <p>イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</p> <p>ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</p>

一般社団法人 静岡県LPガス協会 (三島地区会)	必要に応じ代替燃料の供給に協力する。
静岡県道路公社	ア 管轄する基盤施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
伊豆箱根鉄道株式会社	ア 鉄道施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、県及び関係市町と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。 ウ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 株式会社エフエムみしま・かなみ	ア 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成 イ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施 ウ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送の実施 エ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送の実施
一般社団法人 静岡県トラック協会	復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行
土地改良区 (中郷用水土地改良区)	ア 管轄する施設(用水路、取水門、頭首工等)が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては、国・県及び市町との調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者とも調整する。 ウ 復旧・復興事業の進捗状況等に関する広報を実施する。
公益社団法人 静岡県栄養士会	ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力 イ 避難所における健康相談に関する協力
一般社団法人 静岡県建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
富士山静岡空港株式会社	ア 管理する施設が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、迅速に復旧・復興事業を行う。 イ 復旧・復興事業の実施に当たっては必要に応じて県と調整を行う。

第2節 激甚災害の指定

【共通対策編 第4章 第1節 激甚災害の指定】に準ずる。

第3節 震災復興計画の策定

被災地の復興に当たっては、単に震災前の姿に戻すことにとどまることなく、総合的かつ長期的な視野に立ち、より安全で快適な空間創造を目指し、発災後、市民各層の意見を踏まえた震災復興計画を策定する。

また、その際は、女性や要配慮者などの多様な主体の参画が図られるよう努めるものとする。

区 分	内 容
計画策定の体制	市長は、必要があると認めたときは、副市長を本部長とする計画策定本部を設置し、震災復興計画を策定する。
計画の構成	計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。
計画の基本方針	計画策定に当たっては、市総合計画との調整を図るものとする。
計画の公表	計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布し、住民に周知し、被災地の復興を促進するものとする。
国・県との調整	計画策定に当たっては、国や県等と調整を行う。

第4節 復興財源の確保

復旧・復興対策が円滑に実施できるように被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。

1 予算の編成

基本方針	復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針及び編成方針等を定める。
------	---------------------------------------

区 分	内 容
財政需要見込額の算定	被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。 ア 復旧・復興事業 イ 震災復興基金への出捐金及び貸付金 ウ その他
発災年度の予算の執行方針の策定	緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。
予算の編成方針の策定	復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

2 復興財源の確保

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。 ・復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。
------	--

区 分	内 容
国・県への要望	復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置等を国・県に要望する。
地方債の発行	復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。 ア 災害復旧事業債 イ 歳入欠かん等債 ウ その他

第5節 震災復興基金の設立

被災者を一日も早く救済し、円滑な自立を支援するとともに、総合的な復旧・復興対策を長期的かつ安定的に進め、被災地域全体の復興を図るため、発災後、必要に応じ県の震災復興基金の設立に協力する。

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、復旧・復興対策を円滑に実施するため、県の震災復興基金の設立に協力する。 ・市長は、基金の運用に関して、県と所要の調整を図る。

第6節 復旧事業の推進

基盤施設（道路・河川・農業用施設など公共施設等）の管理者は、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた、速やかな復旧事業の推進を図る。

1 復旧計画の策定

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一日も早い復興のためには、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復旧が必要不可欠である。 ・そのためには、関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況及び既存の計画、都市・農山村復興計画の動向等を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で迅速かつ計画的な復旧計画を策定する。
------	---

実施主体	内 容	
市	被害調査の報告	各基盤施設の管理者は、管理施設の被害について調査し、円滑な復旧のための措置を講ずる。
	復旧計画の策定	各基盤施設の管理者は、被害の状況、地区の特性等を勘案しながら、県の復旧計画と整合を図り、必要に応じ再度災害防止の観点をも踏まえた復旧計画を作成する。
防災関係機関	状況の把握	管理施設の円滑な復旧のための処置を講ずるため、その被害について調査する。
	復旧計画の策定	被害の状況、地域の特性等を勘案しながら、必要に応じ関係機関と調整を図り、復旧計画を作成する。

2 基盤施設の復旧

基本方針	基盤施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。
------	--

実施主体	内 容	
市	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、県及び防災関係機関と調整の上、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	基盤施設の管理者は、復旧完了予定時期の明示に努める。
	地籍調査の実施	平常時より地籍調査を実施し、被災後の円滑な復旧・復興事業の基礎資料を整備する。
防災関係機関	復旧事業の実施	復旧計画に基づき、必要に応じて関係機関と調整し、迅速かつ円滑な復旧を図る。
	復旧完了予定時期の明示	復旧完了予定時期の明示に努める。

第7節 都市・農山村の復興

被災した市街地・農山村の復興を迅速かつ円滑に進め、災害に強く快適で利便性の高い地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配慮し、要配慮者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを行う。

1 都市・農山村復興計画の策定

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活確保及び生活再建のために、これらの活動を支える基盤施設の迅速な復興が必要不可欠である。 このため、地域としての面的な被災状況や関連する他の基盤施設の被災状況・応急復旧状況・既存の計画・復旧計画等を踏まえ、必要に応じ新設を含む既存基盤施設の見直しを行い、都市・農山村復興計画を策定する。
------	---

実施主体	内 容
市	都市・農山村の復興方針を定めた都市・農山村復興計画を策定する。

2 都市・農山村の復興

基本方針	市街地・農山村が被災した場合、都市機能の向上が必要と判断した区域については、災害に強く健全な市街地の形成を図るため、「震災復興都市計画行動計画」に基づき復興計画を作成し、市街地を復興する。
------	--

区 分	内 容
被害状況の把握	各機関と協力し被害状況調査を行い、県に報告する。
緊急復興地区の抽出	県と連絡調整を図り、緊急に面的整備が必要と判断される区域を緊急復興地区として抽出する。
建築基準法第84条による建築制限の実施	<ul style="list-style-type: none"> 緊急復興地区を対象に建築基準法第84条による建築制限の実施について、県と連絡調整を図る。 必要に応じ、建築制限期間の延長について、県と連絡調整を図る。
被災市街地復興推進地域の都市計画案作成	緊急復興地区を対象に被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。
都市復興基本計画の策定	県の都市復興基本計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興基本計画を策定する。
復興都市計画案等の作成及び事業実施	<ul style="list-style-type: none"> 緊急復興地区を含む被災地域全域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い事業を実施する。
復興まちづくり支援事業の実施	住民主体の復興まちづくりを行うために、応急危険度判定士の中から建築復興アドバイザーを養成し、住民組織やまちづくり活動への支援・助成等を行う。

第8節 被災者の生活再建支援

被災者が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、市民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、自力による生活再建を支援する。

1 恒久住宅対策

基本方針	被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、公的住宅の供給を行う。
------	--

区分	内容
住宅復興計画の策定	県の住宅復興計画を踏まえ、また県と連絡調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。
県との協議	公的住宅に関する事項等について県と協議を行う。
災害公営住宅等の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、災害公営住宅等を供給する。 ・買取り・借上げ方式による災害公営住宅等の供給を推進する。 ・特定優良賃貸住宅のストックの活用を図る。
住宅に関する情報提供	相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。
地震保険の推進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進にも努めるものとする。

2 災害弔慰金等の支給

基本方針	震災により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給する。
------	--

区分	内容
支給対象者の把握	災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、災害弔慰金と災害障害見舞金の支給対象者を把握する。
支給方法の決定及び支給	災害弔慰金と災害障害見舞金の支給方法を定め、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき支給する。

3 被災者の経済的再建支援

【共通対策編 第4章 第2節 3 被災者の援護】に準ずる。

4 雇用対策

基本方針	静岡労働局、公共職業安定所等と連携し雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため、雇用維持対策を実施するとともに、震災により離職を余儀なくされた被災者の生活再建を図るため、再就職支援策を実施する。
------	--

区分	内容
相談業務の実施	雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

5 要配慮者の支援

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者は、震災による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。 ・生活環境の変化や心理的不安等の理由から身体的及び精神的に変調をきたす
------	--

	たした被災者が震災から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。
--	------------------------------------

区 分	内 容
被災状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。 ・情報が不足している地域には補足調査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 要配慮者の被災状況及び生活実態 イ 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況
一時入所の実施	震災により新たに社会福祉施設への入所が必要となった要配慮者に対し、市有施設への一時入所を実施する。
福祉サービスの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の入所者及び通所者を受け入れている市有施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。 ・緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。 ・被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。
健康管理の実施	応急住宅に居住する被災住民に対する健康管理体制を確立するとともに、保健管理・栄養指導等を実施する。

6 生活再建支援策等の広報・PR

基本方針	被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。
------	--

区 分	内 容
生活再建支援施策等の広報・PRの実施	広報みしま等を活用し、震災関連情報の広報・PRを行う。

7 被災者支援総合窓口の設置

基本方針	被災者が速やかに安全で安心できる生活を送れるよう、罹災証明書の申請・受付、発行及び様々な問題解決への助言や情報提供等を実施する被災者支援総合窓口（以下「総合窓口」という。）を設置する。
------	--

区 分	内 容
総合窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後の被災者のニーズに応じ総合窓口を設置するとともに、相談担当職員等を動員する。 ・相談員等の設置に当たり、必要に応じ、県に対して相談員の派遣を要請する。
総合窓口の業務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・総合窓口では、被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者に対し、迅速かつ的確な支援業務を実施する。 ・県と十分な連携を図り、相談体制の一層の充実を図る。
総合窓口の閉鎖等	状況に応じ、総合窓口の役割が終了したと判断される場合には、これを閉鎖する。

実施する上での留意点	<ul style="list-style-type: none"> 被災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、関係各課・関係機関と緊密な連携を図り、必要に応じ総合窓口を設置する。 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、総合的な被災者支援体制の確立を図る。 相談窓口で受けた相談、要望の内容、件数、対応状況等を災害対策本部又は復興本部に報告する。
------------	--

8 保険の活用

区分	内容
地震保険の普及促進	地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、その制度の普及促進に努めるものとする。

第9節 地域経済復興支援

被災地域の活性化を図るため、総合的できめ細かな経済支援策を示す。

1 産業復興計画の策定

基本方針	経済復興を迅速に行うため、市と民間が緊密に連携し、各々の役割分担を着実に実施するため、産業復興方針等を定めた産業復興計画を策定する。
------	--

実施主体	内容
市	産業復興方針を定めた産業復興計画を策定する。

2 中小企業を対象とした支援

基本方針	被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。
------	--

区分	内容
中小企業の被災状況の把握	商工団体・業界団体等へのヒアリング調査、アンケート調査及び電話照会等により中小企業の被災状況を把握する。
事業の場の確保	事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ実施する。
支援制度・施策の内容の周知	中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

3 農林業者を対象とした支援

基本方針	被災した農林業関連施設の迅速な災害復旧を図り経営・生活の維持・安定を図るため、農林業者を対象とした支援を実施する。
------	---

区分	内容
農林業者の被災状況の把握	農林業関係者の被災状況調査を県と連携し実施する。
支援制度・施策の周知	農林業者を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

4 地域全体に影響を及ぼす支援

基本方針	地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるため、地域全体に影響を及ぼす支援策を実施する。
------	--

区分	内容
イベント・商談会等の実施	県と連携し、必要に応じ市独自のイベント・商談会等実施する。
誘客対策の実施	県や関係団体等と連携し必要に応じ誘客対策を実施する。

【東海地震注意情報・警戒宣言発令時】

別紙 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策

(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関等の防災対応を定めており、従前は第4-2章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁による東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間地震対策編の別紙として位置付けるものとする。)

東海地震注意情報の発表により政府が準備行動の開始を決定したとき(以下「東海地震注意情報発表時」という。)から警戒宣言が発令されるまでの間又は東海地震注意情報が解除されるまでの間、並びに警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間又は警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、市民、自主防災組織、民間事業所、防災関係機関などが実施する応急対策について定める。

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報であるが、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言の発令に直ちにつながるものではなく、また東海地震注意情報が解除されることも想定されていることから、この段階での応急対策は、必要な職員の参集等防災体制の確保、市民等への迅速・正確な情報伝達・広報の実施、社会的混乱防止のための措置、警戒宣言発令時の地震防災応急対策のうち、児童・生徒等の帰宅や要配慮者の避難などの時間を要する応急対策の準備行動などとし、その実施に当たっては、市及び防災関係機関はできる限り住民等の日常生活や経済活動が維持・継続されるよう、社会、経済的影響等について配慮するものとする。

地震防災応急対策については、警戒宣言が発せられる時期や、地震予知情報の内容に応じて対策のすすめ方が異なる場合があるので、これらの事情を考慮して対策を定める。

第1節 防災関係機関の活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の市及び防災関係機関の防災活動組織、要員の確保及び防災活動の概要について定める。

1 市

【東海地震注意情報発表時等】

区 分	内 容
防災体制の確保	<ul style="list-style-type: none">東海地震注意情報が発表されたときは、市長は別に定める<資料編1-6三島市地震災害警戒本部運営要領>に基づき、必要な職員を参集して、防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施するとともに、必要に応じて市地震災害警戒本部を迅速に設置できるよう準備する。東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、必要な職員を参集し、情報収集・伝達及び連絡体制を確保する。
応急対策の内容	市が東海地震注意情報発表時に実施する主な業務は、次のとおりである。 ア 東海地震注意情報の住民等への伝達、地震防災上必要な情報の収集及び伝達並びに県や防災関係機関との情報の共有 イ 東海地震注意情報発表時の応急対策上必要な事項、公共交通機関の運行状況、交通情報、生活関連情報、冷静な行動等の広報 ウ「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」による応援部隊の活動拠点の開錠等開設の準備 エ 備蓄物資・資機材の確認・点検、必要に応じて施設等の点検・安全措

	<p>置の準備</p> <p>オ 交通渋滞、帰宅困難者の発生等の社会的混乱の防止措置</p> <p>カ 県及び防災関係機関が実施する応急対策の連絡調整</p> <p>キ 物資等の調達協定者との連絡体制の確保、物資調達の準備要請</p> <p>ク 必要に応じて要配慮者の避難のための避難所の開設</p> <p>ケ 必要に応じて地震災害警戒本部の設置準備</p> <p>コ 県への要請・報告等県との応急対策活動の連携</p> <p>(ア) 必要に応じ、応急対策の円滑な実施のため県職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ) 必要に応じ、交通規制その他社会秩序の維持を三島警察署に要請する。</p> <p>(ウ) 住民等の避難の状況及び応急対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>サ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</p>
消 防、 水 防 機 関 の 措 置	<p>ア 消防本部は、職員の参集、情報収集・伝達、消火・救助活動体制の準備、出火防止のための広報等</p> <p>イ 消防団は、団員の連絡体制の確保</p> <p>ウ 必要に応じて住民等の避難誘導</p>

【警戒宣言発令時】

(1) 警戒本部

区 分	内 容	
設 置	<p>・市長は、警戒宣言が発令されたときは、三島市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。</p> <p>・警戒本部の設置・運営は、＜資料編 1－5 三島市地震災害警戒本部条例＞及び＜資料編 1－6 三島市地震災害警戒本部運営要領＞の定めるところによる。</p>	
組 織	本 部 長	<p>・本部長は、市長があたる。</p> <p>・本部長は、警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。</p>
	副 本 部 長	<p>・副本部長は、副市長及び教育長があたる。</p> <p>・副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときは代理する。</p>
	本 部 員 会 議 等	<p>・本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成する。</p> <p>・本部員会議は、地震防災応急対策について協議する。</p> <p>・本部長は、市の地震防災応急対策について協議するため、部課長会議を招集する。</p>
	現 地 配 備 員	<p>・避難所での情報の収集、伝達及び自主防災組織との連絡調整及び支援活動等を図る。</p>
所 事 掌 務	<p>ア 警戒宣言、東海地震予知情報の住民等への伝達並びに地震防災上必要な情報の収集・伝達、県や防災関係機関との情報の共有</p> <p>イ 県への報告、要請等県との地震防災活動の連携</p> <p>(ア) 県に対し、地震防災応急対策の実施のため、職員の派遣等必要な事項を要請する。</p> <p>(イ) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を三島警察署に、また、地震災害応急対策を実施すべき者に対する指示等を、県・県警察本部等にそれぞれ要請する。</p> <p>(ウ) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。</p> <p>ウ 避難指示又は警戒区域の設定</p> <p>エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備</p> <p>オ 消防、水防等の応急措置</p> <p>カ 避難者等の救護</p> <p>キ 緊急輸送の実施</p>	

	ク 活動拠点の施設管理者に対する開錠等の依頼及び自衛隊先遣部隊の受入 ケ 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備 コ 自主防災組織活動の指導、連携 サ その他地震防災上の措置
--	--

(2) 消防、水防団の措置

区 分	内 容
消防本部	警戒本部、防災関係機関と緊密な連携をとり、次の措置を講ずる。 ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 地域住民への避難指示の伝達 エ 出火防止のための広報
消 防 団	ア 情報の収集と伝達 イ 消火活動、水防活動、救助活動の出動体制の確立 ウ 火気使用の自粛を住民へ伝達するためのパトロールの実施 エ 水利の確保（流水の堰止め等を含む） オ 住民の避難誘導 カ 水防資機材の点検、配備及び確保準備 キ 警戒区域からの避難確認のパトロール ク 救助用資機材の確保準備 ケ その他状況に応じた防災、水防活動

【東海地震に関連する情報の発表時の配備体制とその基準】

区 分	体制	配備職員	配備内容	警戒本部
「東海地震に関する調査情報(臨時)」発表	事前配備	防災担当各課の一部の職員	・情報収集及び連絡活動の実施	
「東海地震注意情報」発表	第1配備	全職員の1/4程度の職員	・地震災害警戒本部設置準備 ・第1配備体制要員は防災業務(応急対策準備) ・第2・3配備体制要員は通常業務従事 ・情報の内容によっては地震災害警戒本部設置	△
「警戒宣言」令発	第3配備	全職員	・地震災害警戒本部設置 ・分掌事務に基づく防災業務従事 ・直ちに災害対策本部へ移行できる態勢	○
東海地震発生	第3配備	全職員	・地域防災計画に定める事務分掌に従い災害応急対策業務に従事 ・地震発生後、直ちに災害対策本部設置	災害対策本部

※ 富士山南東消防組合職員は富士山南東消防本部消防計画に基づき配備する。

2 防災関係機関

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたときは、平常の業務を継続しつつ、各機関の防災業務計画等に定める東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・円滑に実施するために、必要に応じて職員の参集や連絡体制の確保を行う。
応急対策の内容	東海地震注意情報発表時の応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとし、その具体的内容については各々の防災業務計画等に定める。

	ア 東海地震注意情報その他防災上必要な情報の収集・伝達、県や市町との情報の共有 イ 利用者に対する東海地震注意情報の伝達及び応急対策上必要な事項等の広報 ウ 備蓄物資・資機材等の確認・点検、施設等の点検、必要に応じて安全措置の実施 エ 利用者等の社会的混乱を防止する活動 オ 県及び市町が実施する応急対策の連絡調整 カ 「東海地震応急対策活動要領に基づく静岡県広域受援計画」に基づく広域的な応援の受入れ準備 キ その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備
--	---

【警戒宣言発令時】

防災関係機関は、地震防災応急対策として、おおむね次の措置を講ずるものとする。

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
警 察 庁 関東管区警察局	管区内各県警察の実施する警備活動の連絡調整
総 務 省 東海総合通信局	災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
財 務 省 東海財務局 (静岡財務事務所)	金融業務の円滑な遂行の確保を図るための準備
厚生労働省 東海北陸厚生局	ア 災害状況の情報収集、連絡調整 イ 関係職員の派遣準備 ウ 関係機関との連絡調整
農 林 水 産 省 関東農政局	ア 情報収集 イ 関係機関との連絡調整 ウ 農地、農業用施設(ダム、堤防、ため池、農道等)の管理、指導
農 林 水 産 省 関東農政局 静岡県拠点	食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
林 野 庁 関東森林管理局	災害復旧用材（国有林材）の供給等に関する準備
経 済 産 業 省 関東経済産業局	ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 ウ 電気の安定供給に関すること エ ガスの安定供給に関すること
経 済 産 業 省 関東東北産業 保安監督部	ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること ウ 電気の安全確保に関すること エ ガスの安全確保に関すること
国 土 交 通 省 中部地方整備局 (沼津河川国道事務所)	ア 施設対策等 (ア) 河川管理施設等の対策等 (イ) 道路施設対策等 (ウ) 電気通信施設等対策等 イ 災害対策用建設機械等の出動及び管理 ウ 他機関との協力 エ 広報
国 土 交 通 省	ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘

中部運輸局	<p>導の指導</p> <p>イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達</p> <p>ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両の配置の要請</p>
国土地理院 中部地方測量部	<p>関係機関と更なる情報の共有を図り、密接な連携をとりながら、全力をあげて実態に即応した効果的な措置を図る。</p>
気象庁 東京管区気象台 (静岡地方気象台)	<p>ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報</p> <p>イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説</p> <p>ウ 異常現象に関する情報が市町長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し、適切な措置を講ずること</p>

(2) 指定公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
独立行政法人 国立病院機構	<p>要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動の準備</p>
日本郵便株式会社 東海支社 (三島郵便局)	<p>ア 利用者に対する警戒宣言の伝達及び避難誘導</p> <p>イ 郵便業務の取り扱い及び郵便局における窓口業務等の取り扱いを一時停止する旨の広報</p> <p>ウ 郵便物、施設等の被災防止</p>
日 本 銀 行 (静岡支店)	<p>ア 東海地震予知情報等の伝達、避難誘導</p> <p>イ 通貨の円滑な供給の確保</p> <p>ウ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>エ 金融機関の業務運営に係る措置</p> <p>オ 地震防災応急対策に関する広報</p>
日本赤十字社 静岡県支部 (三島地区会)	<p>ア 医療救護班の派遣準備</p> <p>イ 血液製剤の確保及び供給の準備</p> <p>ウ 救護物資の配布準備</p> <p>エ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整</p>
日本放送協会 (静岡放送局)	<p>ア 地震に関する情報の迅速な伝達</p> <p>イ 県及び防災関係機関の依頼によるテレビ、ラジオによる防災放送</p>
中日本高速道路 株 式 会 社	<p>ア 警戒宣言等の伝達</p> <p>イ 地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配</p> <p>ウ 交通対策</p> <p>エ 緊急点検</p>
東海旅客鉄道株式会社 (三島駅) 日本貨物鉄道株式会社	<p>ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報</p> <p>イ 列車の運転規制</p> <p>ウ 旅客の避難、救護</p> <p>エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配</p>
西日本電信電話株式会社 (静岡支店) 株式会社NTTドコモ東海支社	<p>ア 通信の異常ふくそうが起きないように広報の実施</p> <p>イ 防災関係機関の重要通信の優先接続</p> <p>ウ 地震発生後に備えた資機材、人員の確保及び配置</p>
岩谷産業株式会社 アストモスエネルギー株式会社 株式会社ジャパンガスエナジー ENEOS グローブ株式会社 ジクシス株式会社	<p>LPガスタンクローリー等によるLPガス輸入基地、2次基地から充填所へのLPガスの配送</p>
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	<p>防災関係機関の要請に基づく緊急輸送の確保</p>

東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	ア 支店及び各事業場等に地震災害警戒本部（非常災害対策本部）の設置 イ 動員体制を確立するとともに、状況に応じ他支店並びに協力会社等に対し動員準備を要請 ウ 地震防災応急措置の実施状況を支店で掌握し対策を促進 エ 電気による災害の予防広報の実施 オ 電力施設について、必要に応じ特別巡視、点検、応急安全措置等の実施 カ 工具、車両、発電機車、変圧器車並びに食料等を整備確認して緊急出動に備えるとともに、手持資機材の数量の確認及び緊急確保
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置の実施
一般社団法人日本建設業連合会中部支部 一般社団法人全国中小建設業協会	公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

(3) 指定地方公共機関

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
一般社団法人静岡県医師会 一般社団法人三島市医師会 一般社団法人静岡県歯科医師会 一般社団法人三島市歯科医師会 公益社団法人静岡県看護協会 公益社団法人静岡県看護協会東部地区支部 公益社団法人静岡県病院協会 公益社団法人静岡県薬剤師会 三島市薬剤師会	ア 救護所等への医療従事者の派遣又は派遣準備 イ 救護班の派遣又は派遣準備
静岡ガス株式会社 (東部支社)	ア 需要家に対する都市ガスによる災害予防広報 イ 施設の点検等災害予防措置
一般社団法人静岡県LPガス協会 (三島地区)	ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防の広報 イ 協会加盟事業所による施設及び設備の点検等災害予防措置
静岡県道路公社	ア 道路情報板等による情報伝達 イ 交通対策 ウ 災害発生後に備えた応急復旧体制の確立
伊豆箱根鉄道株式会社	ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報 イ 列車の運転規制 ウ 旅客の避難、救護 エ 発災後に備えた資機材、人員等の配備手配
静岡放送株式会社 株式会社テレビ静岡 株式会社静岡朝日テレビ 株式会社静岡第一テレビ 静岡エフエム放送株式会社 株式会社エフエムみしま・かなみ	ア 報道特別番組の編成 イ 東海地震予知情報、国、県、市町、防災関係機関等の地震防災応急対策実施状況の放送 ウ 知事及び市長の呼びかけ、県内各地の状況、防災措置の状況等の放送
一般社団法人静岡県トラック協会 一般社団法人静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会	防災関係機関の要請に基づき、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保
土地改良区 (中郷用水土地改良区)	ア 地震発生に備えた資機材、人員等の配置の手配 イ 緊急点検

3 自衛隊

【東海地震注意情報発表時】

自衛隊は、東海地震注意情報が発表されたときは、次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 各部隊の災害派遣準備 エ 情報組織の展開 オ 県庁等への連絡班の派遣 カ 通信組織の編成等
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置準備 イ 各部隊の災害派遣準備 ウ 県庁等への連絡班の派遣等 エ 県及び防災関係機関との連絡体制の強化
航空自衛隊 第一航空団ほか	ア 非常勤務態勢への移行 イ 指揮所の開設 ウ 情報組織の展開 エ 県庁等への連絡班の派遣 オ 偵察機の待機及び航空機の避難準備等

【警戒宣言発令時】

自衛隊は、警戒宣言が発せられたときに次の措置を講ずるものとする。

機 関 名	地震防災応急対策として講ずる措置
陸上自衛隊 東部方面隊ほか	ア 県庁等への方面現地調整所の開設 イ 地震防災派遣及び発災後の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令による航空機を主体とする避難・交通状況の把握及び人員・物資の緊急輸送等の支援
海上自衛隊 横須賀地方隊ほか	ア 司令部の設置（防災派遣命令後） イ 災害派遣部隊を編成し即応態勢を確立 ウ 地震防災派遣を開始 エ 東部方面総監部への連絡員の派出 オ 災害派遣部隊の前進拠点への事前派遣等
航空自衛隊 第一航空団ほか	ア 地震防災派遣及び災害派遣の準備命令に基づく航空機等の待機強化 イ 地上部隊の災害派遣の準備 ウ 地震防災派遣命令に基づく航空救難団及び偵察航空隊の一部をもってヘリコプターによる情報収集・伝達、人員・物資の緊急輸送、偵察機による上空撮影・解析

第2節 情報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における情報の収集、伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化、情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

1 市

区 分	内 容
東海地震注意情報、	・ 県から通知される東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報の受理は、勤務時間内においては、危機管理担当課、勤務時間外及び休

警戒宣言及び東海地震予知情報の受理、伝達、周知	<p>日等においては、あらかじめ県に届けた部署宿日直者において行うものとする。なお、警戒本部設置後においては、警戒本部が受理するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、直ちに地震防災信号（サイレン・半鐘）を用いて地域住民等に伝達するものとする。 東海地震注意情報、東海地震予知情報は、同時通報用無線、電話、広報車、自主防災組織等を通じての周知徹底を図るものとする。
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速かつ円滑に実施するための措置として、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱部課を定めておくものとする。 消防団員、自主防災組織の構成員の中から、地域における情報の収集責任者をあらかじめ定め、迅速・的確な情報の収集に当たるものとする。 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 交通機関の運行及び道路交通の状況 ウ 防災関係機関の地震防災応急対策の実施状況 エ ガス、水道、電気、電話等生活関連施設の運営状況 オ 情報の変容、流言等の状況 カ 住民生活、社会・経済活動等の状況 キ 避難指示又は警戒区域の設定（地震防災応急対策実施時のみ） ク 消防職員・団員等の配備命令（地震防災応急対策実施時のみ） ケ 地域内事業所等に対する地震防災応急対策の実施の指示等（地震防災応急対策実施時のみ）
県警戒本部等に対する報告	<ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されてから東海地震が発生するまで若しくは警戒宣言が解除されるまでの間において、県警戒本部への報告は、方面本部を通じて「情報広報実施要領」に定める項目についてすみやかに行うものとする。 その主なものは、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の状況 イ 市において東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況

2 防災関係機関

区分	内容
東海地震予知情報の収集及び伝達	<p>県から伝達される東海地震注意情報、東海地震予知情報等の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ県に届けるものとする。</p>
地震防災活動に関する情報の収集及び伝達	<p>(1) 収集方法 各機関においては、東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策の実施に必要な情報を自らの責任において収集するものとする。</p> <p>(2) 警戒本部への報告 「情報広報実施要領」に定める項目について、すみやかに報告するものとする。</p>

第3節 広報活動

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において正しい情報を正確かつ迅速に提供し、民心の安定を図るとともに市民等が的確な応急対策ができるよう必要な広報について定める。

広報の際には、要配慮者に配慮するものとする。

1 市

区分	内容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。 主な広報事項は、次のとおりとし、広報文案をあらかじめ作成しておくものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報、警戒宣言及び東海地震予知情報の内容と意味 イ 主な交通機関運行状況及び道路交通情報 ウ 家庭において実施すべき防災対策 エ 自主防災組織に対する防災活動の要請
広報実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ア 同時通報用無線、広報車、コミュニティFM放送、市ホームページ、メール配信等 イ 自主防災組織を通じた連絡 ウ 県に対する広報の要請

2 防災関係機関

区分	内容
広報事項	<ul style="list-style-type: none"> 防災関係機関は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、正しい情報を迅速に提供し民心の安定を図るとともに、市民等が的確な応急対策ができるように必要な事項について広報する。広報する事項は、別に定める「情報広報実施要領」による。 その主なものは次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ア 電気、ガス、水道、電話、交通等生活関連施設の運営状況 イ 東海地震注意情報発表時に実施する応急対策及び地震防災応急対策の実施状況
広報実施方法	<p>広報は、各防災機関の責任において報道機関の協力を得て行う。この場合、市及び県と連携を密にするものとする。</p>

3 市民等が地震防災活動上必要な情報を入手する方法

市民等に対しては、次の方法により、それぞれ情報が伝達されるので、各人がそれぞれ正確に情報を把握し、的確な防災活動を行うものとする。

情報源	情報内容
緊急警報放送受信機付ラジオ、テレビ	警戒宣言
市ホームページ、インターネット、市民メール、ラジオ、テレビ	東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報、交通機関運行状況等
同時通報用無線、コミュニティFM放送、広報車、市民メール、インターネット等	主として市内の情報、指示、指導等
携帯電話、スマートフォン	緊急地震速報、市内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じた連絡	主として市からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	警戒宣言が発せられたことの伝達

第4節 自主防災活動

東海地震注意情報発表時から東海地震注意情報が解除されるまで又は警戒宣言が発令されるまでの間及び警戒宣言が発令され地震が発生するあるいは警戒解除宣言が出されるまでの間において、市、県が東海地震注意情報発表時の応急対策及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、市民の生命と財産を市民自身の手で守るため、各単位自主防災組織が行う対策活動を定める。

【東海地震注意情報発表時】

警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備的措置を実施する。

準備的措置	ア	自主防災組織の役員等の所在確認等の連絡体制の確保
	イ	警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認
	ウ	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけ
	エ	住民等に東海地震注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動の呼びかけ
	オ	山・がけ崩れの危険が予想される避難対象地区内の要配慮者が避難を開始する場合に警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。 なお、避難の実施に当たっては、市や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容	
自主防災組織本部の設営	活動拠点として、自主防災組織の本部を設営する。	
情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・市からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。 ・東海地震予知情報等をテレビ、ラジオで入手するよう努める。 ・応急対策の実施状況について、必要に応じ市へ報告する。 	
初期消火の準備	可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。	
防災用資機材等の配備・活用	防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。	
家庭内対策の徹底	家具の転倒防止	家具類の固定状況を確認する。
	落下等防止	タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
	出火防止	火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等の出火防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わない。
	備蓄食糧・飲料水の確認	備蓄食糧及び飲料水を確認する。
	病院・診療所の外来診療	災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控える。

避難活動	避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 山・がけ崩れ等危険予想地域の住民等に対して市長等の避難指示を伝達し、危険地域外のあらかじめ定めた避難所へ避難させる。避難状況を確認後、市に報告する。 自力避難の困難な要配慮者については、必要な場合には、自主防災組織において避難所まで搬送する。 山間地で避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（警戒宣言が発せられた時に市長の避難指示の対象となる地域）で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市長が認める場合には、定められた避難計画に基づき速やかに避難所まで避難する。 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空き地等への避難をすすめる。
	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。 食料、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市等と連絡を取り、その確保に努める。
社会秩序の維持	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の伝達に努め、流言ひ語発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力する。 	

第5節 緊急輸送活動

警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に行うため必要な車両、人員、機材等の確保及び地震発生後の緊急輸送を円滑に行うための準備について定める。

なお、東海地震注意情報発表時においては、警戒宣言発令時の緊急輸送を円滑に実施するために必要な輸送手段や人員・資機材の点検や確認、連絡体制の確保などの準備的措置を実施する。

区分	内容		
緊急輸送対策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、燃料の確保等について輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。 警戒宣言発令後相当期間が経過し、市内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県東部方面本部を経由し県の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。 		
緊急輸送の対象となる人員、物資等	ア	防災活動要員の配備又は配備替え及び防災活動に必要な最小限の資機材	輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送を行う。 (ア) 食料 (イ) 日用品等 (ウ) その他緊急に輸送を必要とするもの。
	イ	緊急の処置を要する患者	
	ウ	その他	
輸送体制の確立	輸送の方法	陸上輸送	緊急輸送路により必要な輸送を行う。
		航空輸送	県を通じ、自衛隊等に航空輸送の支援を要請するものとする。この場合、あらかじめ指定したヘリポートを活用する。

輸送手段の確保	ア 市有車両の活用 イ 民間車両等の借上げ ウ 自衛隊への輸送協力要請（県に対し必要な措置を要請） エ 燃料等の確保のための関係業界への協力要請								
緊急輸送の調整	市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、警戒本部において調整を行う。 この場合、次により調整することを原則とする。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>市民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>防災活動要員、救援物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	内 容	第1順位	市民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、救援物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送
	優先順位	内 容							
	第1順位	市民の生命の安全を確保するため必要な輸送							
第2順位	防災活動要員、救援物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>優先順位</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1順位</td> <td>市民の生命の安全を確保するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第2順位</td> <td>防災活動要員、救援物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送</td> </tr> <tr> <td>第3順位</td> <td>地震発生後の活動の準備のための輸送</td> </tr> </tbody> </table>	優先順位	内 容	第1順位	市民の生命の安全を確保するため必要な輸送	第2順位	防災活動要員、救援物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送	第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送	
優先順位	内 容								
第1順位	市民の生命の安全を確保するため必要な輸送								
第2順位	防災活動要員、救援物資等地震防災応急活動を実施するため必要な輸送								
第3順位	地震発生後の活動の準備のための輸送								
防災関係機関	地震防災応急対策を実施するため必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うことを原則とする。								

第6節 自衛隊の支援

警戒宣言が発せられた場合に地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるとき、自衛隊の地震防災派遣の要請について定める。

区 分	内 容
県に対する要請要手続き	<p>本部長は、自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明らかにしたうえで、原則として知事に対し文書をもって行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 派遣を要請する事由 イ 派遣を必要とする期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となる事項
地震防災派遣部隊の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長は、自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、必要な受入体制をとる。 ・本部長は自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県地震災害警戒本部東部方面本部との連絡調整を行う。

第7節 避難活動

市長その他避難の実施及び安全等の措置を講ずる者（以下「避難実施等措置者」という。）は、警戒宣言が発令されたときは、地域住民、施設の利用者等が迅速かつ安全に避難し、生命及び身体の安全が確保できるよう、避難の計画を定める。

東海地震注意情報が発表されたときであっても、避難所までの距離が遠い等の理由により、警戒宣言発令後では迅速円滑な避難が困難な地域にあっては、市や自主防災組織、避難所の施設管理者等と十分調整の上、要配慮者（介護者も含む）の避難を実施することができるものとする。

この避難計画を定めるに当たっての基本となる事項を示す。

1 避難対策

区 分	内 容
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市が、三島市地域防災計画において明らかにした山・がけ崩れの発生の危険が予想されるため、警戒宣言時に避難指示の対象となる地域（以下「避難対象地区」という。）の住民等は、警戒宣言が発せられた時は、速やかに危険地域以外のあらかじめ定めた避難所へ避難する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報が発表されたときは、避難対象地区のうち、避難所までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域であって、かつ当該地区の住民等のうち要配慮者等（介護者等を含む）に限り、避難を実施することができるものとする。 ・「避難対象地区」の住民等が避難所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。 ・ただし、山間地で避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な「避難対象地区」の住民等については、地域ごとの実情に応じて車両の活用の適否を検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努めるものとする。 ・避難所では、自主防災組織の単位で行動するものとする。 ・避難誘導や避難所での生活に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。 ・その他の地域の住民等は、居住する建物の耐震性・地盤等の状況に応じて、必要がある場合、自主防災組織が定める付近の安全な空地等へ避難する。 	
避難のための指示	指示の基準	市長は、警戒宣言が発令されたときは原則として「避難の指示」を行うものとする。
	指示の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、警戒宣言発令後速やかに避難対象地区の住民に対し、同時通報用無線、広報車等により避難指示を行うものとする。また、警察官に対し、避難指示の伝達について協力を要請する。 ・市は、必要に応じ避難指示に関する放送を県に依頼する。
	避難に関する周知事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市（消防機関及び消防団を含む。）及び警察署は、常日頃から避難対象地区住民に対し、避難に関する次の事項について周知を図る。 ・東海地震注意情報が発表された時は、東海地震注意情報が発表されたこと、あらかじめ指定された地域にあっては、要配慮者等は避難を開始できること等、また、警戒宣言が発令されたときは、警戒宣言が出されたこと、避難すべき地区名、避難する時期等の伝達に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難対象地区の地区名 イ 出火防止措置、消火器の点検、貯水、家具の転倒防止措置等の地震防災応急対策の実施 ウ 避難経路及び避難先 エ 避難する時期 オ 避難行動における注意事項（服装・携行品等）
警戒区域の設定	警戒区域設定対象地域	市は、警戒宣言が発令された場合に、避難対象地区のうち、大規模地震対策特別措置法第26条において準用する災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域として設定すべき区域をあらかじめ選定し、前記の「避難に関する周知事項」に準じて周知を図る。
	警戒区域設定に伴う規制の内容及び実施方法	<p>市長は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに警戒区域の設定を行い、退去又は立入禁止の措置を取る。</p> <p>市長は、警察官の協力を得て、住民等の退去を確認するとともに可能な限り、防犯・防火のためのパトロールを実施するよう努める</p>
避難計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難実施等措置者は、あらかじめ市、自主防災組織、避難所の施設管理者と十分に調整を図り、避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難誘導開始時期等を内容とする避難計画を、別に定める指針により作成し、地域住民、施設の利用者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。 ・避難計画の策定に当たっては、要配慮者等の避難誘導、避難所での生活等 	

	に配慮するものとする。
避難状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自主防災組織及び避難所の学校施設等の管理者から直接又は三島警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。 ・ただし、避難対象地域外の地域にあっては、原則として次のイに関する報告を求めないものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難の経過に関する報告－危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所・人員を含む） (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置 (ウ) 市等に対する要請事項 イ 避難の完了に関する報告－避難完了後速やかに行う。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 避難所名 (イ) 避難者数 (ウ) 必要な救助・保護の内容 (エ) 市等に対する要請事項 ・市は避難の状況について、県へ報告する。

2 避難地の設置及び避難生活

区分	内 容	
基本方針	市は、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、避難を必要とする者のために避難地を設置するとともに、「三島市避難所運営基本マニュアル」に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。	
及び避難地の設置	避難生活者	避難地で避難生活をする者は、山・がけ崩れ危険予想地域に住む者、帰宅できない旅行者等で居住する場所を確保できない者等とする。
	設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・山・がけ崩れの危険のない地域に設置する。 ・原則として公園、学校のグラウンド等の野外に設置する。ただし、要配慮者等の保護を行う上でやむを得ないと判断した場合には、耐震性があり、落下物対策等の措置を講じてある建物内にも設置することができる。
	設置の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言が発せられてから警戒宣言が解除されるまで、又は地震が発生し避難所が設置されるまでの期間とする。 ・避難地までの距離が遠い等の理由により警戒宣言発令後では迅速・円滑な避難が困難な地域にあっては、東海地震注意情報が発表されてから東海地震注意情報が解除されるまで、又は警戒宣言が発せられるまでの期間も、要配慮者の迅速・円滑な避難を実施するために避難地を設置することができる。
	避難地の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、自主防災組織及び避難地の学校等施設の管理者の協力を得て避難地を運営する。 ・避難地には避難地の運営等を行うために必要な市職員を配置する。また、避難地の安全確保と秩序の維持のため、必要に応じ警察官の配置を要請する。 ・避難地の運営に当たっては、男女双方の運営責任者の選任に努めるとともに要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、女性や子ども等の安全確保、プライバシーの確保等に配慮するものとする。 ・自主防災組織は、避難地の運営に関して市に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

第8節 社会秩序を維持する活動

東海地震注意情報が発表された場合や警戒宣言が発せられた場合、社会生活の秩序が破壊され、種々の混乱が生ずる可能性がある。これらの混乱を鎮め、民生の安定を図り、市民の的確な防災対策を促進する。

区分	内容
予想される混乱	<ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報、東海地震予知情報等に関する流言 イ 帰宅者による道路の混乱 ウ 電話のふくそう エ 避難による混乱 オ 自動車による道路交通の混乱 カ 買出し、旅行者等の混乱
市の実施事項	<p>市長は、東海地震注意情報の発表や警戒宣言の発令に伴い、警察及び県の情報等により、各種の混乱の生ずるおそれのあると認めたとき、又は混乱が生じたときは、県とともに市民のとるべき措置について呼びかけを実施するものとする。</p>
県の実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・県警察本部は、警戒宣言が発せられたときは、次の活動を行う。また、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられた時に次の活動が円滑に実施できるように準備的措置を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒区域、避難地等に対しては、警ら活動を強化するとともに、無線自動車の効果的運用を図り、混乱防止、犯罪の予防取締りを行う。なお、必要により臨時交番を設置して防犯活動を行う。 イ 犯罪情報の収集を行う。 ウ 駅、生活物資集積所等の重要施設に対しては、必要により警備部隊を配備し、関係機関との連携を配意した警戒活動を行う。 エ 集団不法行為、暴利行為の予防、取締りを行う。 オ 流言飛語が横行した場合には、その原因を究明し、適切な情報提供を行う。 カ 自主防災組織や民間企業内組織等が効率的に活動できるよう支援を行う。 キ 放射性物質、火薬類の運搬の届出があったときは、運搬の中止又は延期をするよう指導する。なお、運搬途上にある危険物については、直ちに運搬を中止し、安全な場所に管理するよう指導する。 ・物資、物価対策は、以下の活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ア 東海地震注意情報発表中や警戒宣言発令中において、社会状況に応じ、警戒本部等を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発する。 イ 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

第9節 交通の確保活動

警戒宣言発令時の陸上交通の混乱を防止し、避難の円滑な実施と地震防災応急対策に係わる緊急輸送を確保するため、車両又は歩行者に対し実施する、必要な交通規制について定める。

東海地震注意情報発表時においては、社会的混乱や大規模な交通渋滞等が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施する。

1 自動車運転者の取るべき措置

区分	内容
東海地震	・走行中の車両は、東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、カ

注意情報発表時	<p>ーラジオ等により東海地震注意情報及び交通情報を聴取し、冷静な行動に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、不要不急の旅行や出張等を自粛する。
警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 走行中の車両は、次により行動すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 警戒宣言が発令されたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともにカーラジオ等により継続して、東海地震予知情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。 イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉めドアはロックしない。 ウ 駐車するときは、避難する人の通行や、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。 避難のために車両は使用しない。

2 交通規制の方針

区 分	内 容
東海地震注意情報発表時	<p>東海地震注意情報発表時に社会的混乱や大規模な交通渋滞が発生した場合は、必要に応じて交通規制を実施するとともに、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 不要不急の旅行や出張等を自粛するように呼びかける。 イ 警戒宣言が発せられた時の交通規制についての情報提供を行い、混乱防止に努める。 ウ 警戒宣言発令後及び地震発生後の必要な緊急時のルートの選定作業を円滑に進めるために、道路管理者等との調整、工事等による交通規制箇所の把握や開放の判断等の準備を行う。
警戒宣言発令時	<p>警戒宣言が発せられた場合は、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 市内における一般車両の通行は極力抑制する。また、主要交差点において警察官等により、交通指導を行い交通混乱の防止を図る。 イ 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能を図るための交通規制を実施する。 ウ 交通規制に際しては、三島警察署、日本道路交通情報センター、交通管制センター及び報道機関等を通じ広報の徹底を図る。

3 交通規制計画

県公安委員会は警戒宣言が発令された場合、避難路及び救援物資等の輸送を確保するために必要な緊急輸送路等について、所要の交通規制を実施する。

4 緊急輸送車両の確認等

- 緊急輸送車両の確認は、大規模地震対策特別措置法第 21 条に掲げる地震防災応急対策に従事するものと認められる車両について行うものとする。
- 確認手続きの効率化・簡略化を図り、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急輸送車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。これらの届出等及び確認の手続きについては、別に定める。

第 10 節 地域への救援活動

警戒宣言発令時における飲料水、食料、日用品、医薬品など必要物資及び応急復旧資材の確保並びに医療救護、廃棄物処理・清掃、防疫、その他の保健に関する活動又はその準備について定める。

東海地震注意情報発表時においては、県、市及び防災関係機関等は、警戒宣言発令時における緊急物資の調達及びあっせん等の地震防災応急対策を円滑に実施するために、準備的措置を実施することができるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

準備的措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急物資等の供給協定を締結した物資保有者等との連絡体制を確認するとともに、協定に定められた警戒宣言発令時の円滑な措置ができるように準備体制の確保を要請する。 ・ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫状況を確認する。 ・ 市は、水道施設の安全点検、応急給水に必要な対策の準備をするとともに、市民に対して貯水の励行を呼びかける。 ・ 市は医療救護、保健衛生及び廃棄物処理活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 ・ 市は、広域搬送拠点の立上の準備など、広域搬送活動を円滑に実施するための準備的措置を実施する。 ・ 市民は、備蓄食料・飲料水・生活必需品、非常持出品の点検・確認及び生活用水の貯水に努める。
-------	--

【警戒宣言発令時】

1 食料及び日用品の確保

(1) 調達の方針

<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒宣言発令時に必要な緊急物資は、地域住民等が自主防災活動等による自助努力によって確保することを基本とする。 ・ 市の緊急物資の供給は、前号を補完するものとし、原則として有償とする。 ・ 住民等の生活を維持するため、食料等生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業に必要な緊急輸送のため、車両の確保等必要な対策を実施する。
--

(2) 市、自主防災組織及び市民がとる措置

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山・崖崩れ等の危険予想地域住民で非常持出しできなかった者や市外の旅行者等に対し、緊急物資の供給が必要な事態が生じた時は、備蓄した緊急物資を配分し、又は緊急物資の供給協定を締結した物資保有者から調達し配分する。 ・ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行う。 ・ 緊急物資の供給協定を締結した物資保有者の在庫量を、必要に応じて確認する。 ・ 緊急物資集積所の開設のための準備を行い、必要に応じて開設する。
自主防災組織及び市民	<p>自主防災組織は、助け合い運動、共同備蓄物資の点検・確認等緊急物資確保のための措置を実施する。</p> <p>また、市民は緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行う。</p>

(3) 調達が必要となる緊急物資

警戒宣言発令時に必要となる緊急物資については、市民がそれぞれ確保することを原則としているが、警戒宣言の発令期間が長期化し、緊急物資が不足する場合、市は県に対して緊急物資の調達を要請する。

2 飲料水等の確保

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水を呼びかける。 ・ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給

	<ul style="list-style-type: none"> 水活動の準備を行う。 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。 応急復旧体制の準備をする。 指定給水工事業者に対しての協力要請を行う。
市 民	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄している飲料水を点検・確認し、生活用水を可能な範囲で貯水する。 自主防災組織の物資班を中心として、応急給水資機材を点検する。

3 医療救護、防疫・保健衛生活動及び災害廃棄物処理

市及び市民は、救急患者の医療救護及び地震発生後の医療救護活動の準備並びに防疫・保健衛生及び廃棄物処理のため、次の活動を行う。

(1) 医療救護活動

市は、東海地震注意情報発表時に引き続き、次の活動を行う。

内 容	
	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護活動の準備を医師会等関係機関に要請する。 救護所の設備及び資機材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。 患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。 住民に対し、医療救護施設情報を周知する。 警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

(2) 防疫及び保健衛生活動

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 防疫のための資機材及び仮設便所の資機材を準備する。 避難所生活等での健康支援活動に対応するための準備をする。
自主防災組織	自主防災組織の防疫のための班を中心として、防疫用資機材の点検及び仮設便所の設置の準備を行う。

(3) し尿処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡体制等について確認する。 医療・救護施設への仮設トイレの設置を進めるとともに、設置状況の把握を行う。 し尿収集業者等へ発災時の協力を要請する。 し尿収集車の緊急車両手続きを準備する。

(4) 災害廃棄物処理

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連絡体制等について確認する。 仮置場の設置について、関係機関と調整を行う。 ごみ収集業者へ発災時の協力を要請する。

第 11 節 防災関係機関の講ずる生活及び安全確保等の措置

東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、市民の生活に密接な関係にある防災関係機関が市民の生活を確保し、又は安全を確保するために講ずる措置を示す。

東海地震注意情報が発表されたときは、市民生活の確保のため、平常の業務や営業をできる限り継続することを原則としつつ、市民の生命の安全確保のため、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的な措置を講ずるとともに、必要な地震防

災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

これらの応急対策の実施に当たっては、できる限り、住民等の日常の社会生活や経済活動を継続・維持できるよう、社会、経済的影響について配慮するものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容	
三 島 市 水 道	飲料水の供給を継続するとともに、警戒宣言発令に備え、緊急貯水を行うよう広報する。	
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	電力の供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
静岡ガス株式会社 (東 部 支 社)	ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に対する備え、需要家のとるべき措置を広報する。	
西日本電信電話株式会社 (静 岡 支 店) 株式会社エヌ・ティ・ ティ・ド・コム東海支社	<ul style="list-style-type: none"> ・平常どおり一般通話を確保する。ただし、ふくそう等が生じた場合は、必要に応じて防災関係機関の重要通信を優先して接続し、一般通話を制限する。 ・状況により安否確認等に必要な措置を実施する。 	
株 式 会 社 エ フ ェ ム みしま・かんなみ	<ul style="list-style-type: none"> ・東海地震注意情報の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、三島市等の要請に応じて、東海地震注意情報発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。 ・警戒宣言発令時の臨時ニュース、特別番組の編成等のために必要な準備的措置を実施する。 	
市 中 金 融	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、保険会社及び証券会社については、平常どおり営業・業務を継続するとともに、東海地震注意情報の発表を顧客等に周知する。 ・警戒宣言発令時の営業の停止の周知、稼動する現金自動預払機（以下「ATM」という。）の準備等の地震防災応急対策の準備的措置を実施する。 	
鉄 道	東海旅客鉄道株式会社 (三 島 駅) 日本貨物鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客列車は平常どおり運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は強化地域内へ進入を禁止する。 ・旅客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。また、警戒宣言発令後の列車の運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法の確認、食料・飲料水の備蓄状況の確認などの準備的措置を実施する。
	伊豆箱根鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・列車は平常どおり運行を継続する。 ・その他の事項は東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
バ ス	<ul style="list-style-type: none"> ・平常どおり運行を継続し、乗客に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 ・警戒宣言発令後のバスの運転規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・帰宅困難者の発生に備え、必要に応じ、臨時バスの増発等を検討し輸送力の確保を図る。 ・警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するため、滞留旅客の避難方法、必要な資機材の確認などの準備的措置を実施する。 	
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・平常どおり円滑な交通を確保し、運転者等に対して東海地震注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行・出張等の自粛を広報する。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。 ・警戒宣言発令後の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。
病院・診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。(外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講ずる。) ・設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を実施する。 ・建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。) ・建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。(必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。)
スーパー等	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して東海地震注意情報の発表を周知する。 ・警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。 ・営業の継続に当たっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容
三 島 市 水 道	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給は継続する。 ・地震発生に備え、緊急貯水を行うよう広報するとともに応急給水の準備をする。
東京電力パワーグリッド株式会社 静岡総支社	<ul style="list-style-type: none"> ・電力の供給は継続する。 ・地震の発生に備え、需要家のとるべき具体的措置の広報、電力施設の特別巡視等の防災予防措置、資機材の確保措置等を行う。
静岡ガス株式会社 (東 部 支 社)	<ul style="list-style-type: none"> ・ガスの供給は、ガス使用者が支障を来たさない範囲において、ガス圧を減じ、供給を継続する。 ・重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を講ずる。
西日本電信電話株式会社 (沼津支店) 株式会社エヌ・ティ・ ティ・コム東海支社	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ指定された防災関係機関の重要通信を優先して接続する。 ・このため、必要に応じ一般通話を制限する。なお、この場合においても、緑色及びグレーの公衆電話からの通話は確保する。 ・災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用音声お届けの開設等、安否確認等に必要な措置を実施する。

				<ul style="list-style-type: none"> 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資機材、要員を準備する。
株 式 会 社 エ フ エ ム みしま・かんなみ				<ul style="list-style-type: none"> 臨時ニュース、特別番組の編成等、社会的混乱の防止を目的として、東海地震予知情報等の正確、迅速な伝達に努める。 三島市等の要請に応じて、的確な防災対策が講ぜられるよう地震防災活動の実施状況、防災措置の状況等有効な放送を行う。
市中金融	金融機関の営業			<ul style="list-style-type: none"> 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 <ul style="list-style-type: none"> ア 正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、営業所等の窓口においては普通預金（総合口座を含む。以下同じ。）の払戻し業務を除く全ての業務の営業を停止する。 イ 営業所等の窓口における普通預金の払戻し業務の営業については、顧客及び従業員の安全に十分配慮しながら、店内顧客への処理を終了させるまでの間、営業の継続に努める。 ウ ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 エ 「避難対象地区内」に所在する店舗は、普通貯金の払戻しを含む全ての業務の営業を直ちに停止することとする。また、窓口及びATMでの普通貯金の払戻し業務についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、次による。 <ul style="list-style-type: none"> ア 営業所等の窓口における営業の開始又は再開は行わない。 イ ATMについては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で、予め定めた店舗において運転の継続に努める。 ウ ATMの稼動についても、地震の発生、管理上の見地等営業の継続に支障が生じるおそれがある場合には、その営業を停止することができる。 営業停止等を取引者に周知徹底するため、金融機関において、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 手形交換所は、警戒宣言が発せられた場合は、手形交換の停止あるいは休止、不渡処分猶予等の措置を適宜講ずる。 警戒宣言が解除された場合は、金融機関が営業することのできる状況が整い次第速やかに平常の営業を再開するものとする。
	保険会社及び証券会社の営業			<ul style="list-style-type: none"> 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合は、営業所等における業務を停止する。 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、各会社において、営業停止等を行う営業店舗等をポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載する。 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合は、営業の開始又は再開は行わない。 警戒宣言が解除された場合は、速やかに平常の営業を再開する。
鉄道	東海旅客鉄道株式会社 (三島駅)	列車の運転 規制等	新幹線	<ul style="list-style-type: none"> 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については安全な速度で運転する。

		在 来 線	<ul style="list-style-type: none"> 強化地域への進入を禁止する。 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。
		旅 客 の 避 難 救 護	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係市町の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。
	伊豆箱根鉄道株式会社		<ul style="list-style-type: none"> 列車は指定した安全区域に停車させ、乗客を避難させる。 旅客の避難、救護に関する事項は東海旅客鉄道株式会社に準ずる。
	バス		<ul style="list-style-type: none"> バスには営業所・出張所等から警戒宣言等の情報が伝達される。市のサイレン・半鐘によって警戒宣言の発令を覚知する。 警戒宣言を確認したら直ちに、会社が定める場所又は安全な場所に停車し、必要により乗客を避難させる。
	道路		<ul style="list-style-type: none"> 強化地域内への一般車両の流入は、極力抑制する。このため、交通規制を行う。 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しない。 強化地域内での一般車両の走行は、極力抑制するよう交通整理・指導を行うほか、緊急輸送路・避難路を確保するため、交通要所において必要により交通規制を行う。 自動車専用道路では、一般車両の強化地域への流入を制限し、強化地域内のインターチェンジからの流入を制限する。 走行車両は低速走行する。
	病院・診療所		<ul style="list-style-type: none"> 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者のほかの病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。
	スーパー等		<ul style="list-style-type: none"> スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。 営業を継続する場合にあっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。

第12節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策

大規模地震対策特別措置法第7条第1項第1号から第4号までに掲げる施設又は事業で

政令で定めるものを管理し、又は運営するものは、当該施設の利用者、顧客、従業員等の安全確保、周辺地域への被害拡大防止等を図るため、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において実施する応急対策を地震防災応急計画において定めるものとし、当該計画策定に当たっては次に掲げる事項に留意する。

<各施設・事業所に共通の事項>

各施設・事業所に共通する事項として、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

【東海地震注意情報発表時】

- 東海地震注意情報が発表された場合は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
- 建物の耐震性等の安全性に応じ、また、帰宅困難者等の発生を抑制するため、必要に応じて、施設利用者、顧客、従業員等の安全確保に必要な施設の使用制限、営業の中止、帰宅要請、避難誘導措置等の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。
- 地震防災応急計画に定める必要のある準備的措置及び応急対策の主な内容は次のとおりとする。

共通に定めるべき事項	<p>(1) 東海地震注意情報発表時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2) 警戒宣言の発令に備えて実施する準備的措置に関する事項</p> <p>ア 東海地震注意情報発表時の応急対策の実施に必要な防災要員及び組織体制の確保に関する事項</p> <p>イ 情報収集・伝達手段の確保に関する事項</p> <p>ウ 施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項</p> <p>エ 施設内外の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置に関する事項</p> <p>オ 避難誘導の方法、近隣の避難地・避難路等の確認等の避難誘導に関する事項</p> <p>カ 警戒宣言発令時の地震防災応急対策の内容、手順等の確認</p> <p>キ その他各施設や地域の実情に応じた必要な応急措置に関する事項</p> <p>(3) 施設利用者、顧客、従業員に対して周知すべき事項に関する事項</p> <p>ア 東海地震注意情報の内容と意味等</p> <p>イ 当該施設における東海地震注意情報発表時の応急対策の内容</p> <p>ウ 冷静な対応の実施</p> <p>エ 公共交通機関の運行状況、道路交通等の情報</p> <p>オ 当該施設における警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容</p> <p>カ 警戒宣言発令後の公共交通機関の運転中止、道路交通規制等の措置内容</p> <p>キ その他施設利用者、顧客、従業員等の安全確保、混乱防止に必要な情報</p> <p>(4) 避難対象地区内にある施設の準備的措置</p> <p>避難対象地区内にある施設においては、警戒宣言発令と同時に迅速・円滑な避難対策を実施できるよう、必要に応じて段階的又は部分的に施設の利用や営業等を制限するなどの準備的措置を講ずることができる。</p>
------------	---

【警戒宣言発令時】

- 警戒宣言が発令された場合は、原則として施設の利用、営業等を中止し、地震防災応急計画に定める地震防災応急対策を実施する。
- ただし、建物の耐震性等の安全性が確保されている施設においては、施設管理者の判断により、当該施設の利用、営業等を継続することができる。地震防災応急計画に定める必要がある主な地震防災応急対策の内容は次のとおりとする。

定めるべき事項	<p>(1) 警戒宣言発令時の施設の利用・営業等の中止・継続等の基本的な方針に関する事項</p> <p>(2) 地震防災応急対策を実施する組織の確立に関する事項</p> <p>ア 地震防災応急対策の実施に必要な防災要員の参集人員及び組織体制</p>
---------	--

イ	防災要員の参集連絡方法、参集手段等
(3)	地震発生に備えて実施する地震防災応急対策に関する事項
ア	利用者、顧客、従業員等の避難誘導措置に関する事項
イ	情報収集・伝達手段の確保
ウ	救急医薬品の準備、負傷者等の移送方法等の応急救護に関する事項
エ	施設内の出火防止措置、施設内外の消防設備の確認等の消防及び水防に関する事項
オ	設備、機器等の点検、転倒・落下防止措置に関する事項
カ	備蓄物資や非常持出品の確認、緊急貯水の実施、非常用発電装置の確認等の地震発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関する事項
キ	警戒宣言発令時の公共交通機関の運行停止や道路交通規制に伴う利用者・顧客・従業員等の帰宅対策に関する事項
ク	商品・製品等の輸送中や営業中の車両等の措置に関する事項
ケ	その他各施設や地域の実情に応じた必要な地震防災応急対策に関する事項
(4)	施設利用者、顧客、従業員等に対して周知すべき事項に関する事
ア	警戒宣言発令、東海地震予知情報の内容と意味等
イ	当該施設における地震防災応急対策の内容
ウ	公共交通機関の運行状況、道路交通規制等の情報
エ	その他利用者、従業員の安全を確保するために必要な情報
(5)	避難対象地区内の施設の避難対策
	避難対象地区に所在する施設においては、あらかじめ市と協議して定めた避難地等への避難誘導措置を速やかに実施し、施設の利用、営業等を中止する。

<各施設・事業所の計画において定める個別事項>

各施設の特異性・公益性等に応じて、次の点に留意して地震防災応急計画に定める。

施設・事業所	地震防災応急計画に定める個別事項	
病院・診療所	東海地震注意情報発表時	【第11節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置】の【東海地震注意情報発表時】病院・診療所に準ずる。
	警戒宣言発令時	【第11節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置】の【警戒宣言発令時】病院・診療所に準ずる。
スーパー等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令後も営業を継続する施設にあっては、商品、陳列棚、設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずる。 警戒宣言発令後に営業を中止する施設にあっては、店頭への掲示等によりその旨を周知するなど、混乱を生じさせない措置を講ずる。 県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、協定先との連絡体制の確保、協定内容の確認、必要に応じて在庫量の確認等の準備的措置を講ずる。 食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等による社会的混乱が生じないように努める。
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設は、食料・飲料水・生活必需品等の供給により市民生活を維持するため、各店舗の判断により営業を継続することができる。 営業の継続に当たっては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための

		<p>措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐震性等の安全が確保されていない施設は、営業を中止し、顧客や従業員の避難対策を実施する。 ・県や市等との間で緊急物資等の調達に関する協定を締結している店舗にあっては、在庫量等を確認し、食料・飲料水・生活必需品等の確保に努める。 ・食料・飲料水・生活必需品等の物価高騰、買占め、売り惜しみ等により社会的混乱が生じないように努める。
石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第2号に掲げる施設又は事業所）	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・警戒宣言発令時に実施する応急保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 ・応急的保安措置の実施に相当の時間を要する場合には、必要に応じて当該措置を段階的又は部分的に実施する。
	警戒宣言発令時	<p>火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損壊防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。</p>
鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項第3号に掲げる事業所）	東海地震注意情報発表時	<p>【第11節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置】の【東海地震注意情報発表時】鉄道、バスに準ずる。</p>
	警戒宣言発令時	<p>【第11節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置】の【警戒宣言発令時】鉄道、バスに準ずる。</p>
学校・幼稚園・保育所・認定子ども園・地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会は、学校等に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル(災害安全)」等により、東海地震注意情報発表時の応急対策や警戒宣言発令時の地震防災応急対策に関する指針を示し、対策の円滑な実施を指導する。 ・県立学校及び私立学校は、この指針に準じた対策を行う。 ・学校等は、地域の特性や学校等の実態を踏まえ、学校等の設置者や保護者と協議、連携して、生徒等の安全確保のために必要な計画を策定し、対策を実施する。この計画策定や対策の実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校等の施設の避難地・避難所の指定の有無等を考慮するものとする。 ・生徒等の安全確保のために必要な対策としては、おおむね次の措置を講ずることとするが、生徒等の帰宅や家族等への引渡し等の具体的措置については、発達段階、家庭環境、通学・通園（所）の方法・時間・距離・経路等を考慮し、保護者等と十分協議して定めるものとする。 	
	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒等が在校・在園(所)中の場合、各学校等は次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、生徒等の安全が確保できる場所への避難誘導及び帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 イ 避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学・通園(所)者が多いなど、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは生徒等の安全確保が困難なことが予想される場合は、帰宅又は家族等への引渡しを実施する。 また、この他の場合においても、授業や保育等を中

		<p>止するなど、生徒等の安全確保のために必要な対策の準備を開始する。</p> <p>ウ 家族等への引渡しが困難な場合は学校等に待機する。なお、学校等に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。</p>
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が在学中の場合、各学校等は、授業や保育等を中止し、原則として安全が確認（警戒宣言の解除等）されるまで学校への待機又は帰宅や家族等への引渡し等の、生徒等の安全確保のために必要な対策を実施する。 家族等への引渡しが困難な場合は学校に待機する。なお、学校に待機させることについては保護者と十分に協議をしておく。
社会福祉施設	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては設備等の転倒・落下防止措置等の必要な安全措置を講じた上で、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置を講ずる。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 家族等への引渡しのための連絡体制や引渡し方法の確認などの準備的措置 イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送のための連絡体制や移送方法・手段の確認などの準備的措置
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、入所者については入所を継続し、通所者については家族等への引渡しを実施する。 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入所者及び通所者に対して次の措置を講ずる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 家族等への引渡し イ 家族等への引渡しが困難な場合は、安全性が確保されている他の施設等への移送
その他の施設又は事業所等	東海地震注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> 警戒宣言発令時の安全保安措置を円滑に実施するために必要な準備的措置を講ずる。 従業員の交通手段・時間等を勘案し、必要に応じて帰宅等の措置を段階的又は部分的に実施する。 【第11節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置】の【東海地震注意情報発表時】のそれぞれの対応に準ずる。
	警戒宣言発令時	<ul style="list-style-type: none"> 防災要員を除く従業員の工場・事業所等から退避、帰宅等の安全確保措置を実施する。 【第11節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置】の【警戒宣言発令時】のそれぞれの対応に準ずる。

第13節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策

1 市有施設・設備の防災措置

防災上重要な施設、設備等について、警戒宣言発令時において市が行う点検、整備等について定め、地震防災応急対策の円滑な実施を確保する。

東海地震注意情報が発表された時は、警戒宣言発令時の地震防災応急対策の円滑な実

施を確保するための準備的措置を講ずるとともに、必要に応じて、市民等の日常の社会生活等に支障をきたさない範囲内で、警戒宣言発令時の地震防災応急対策を段階的又は部分的に実施することができる。

(1) 無線通信施設等

- 警戒宣言発令時に次の措置を迅速・円滑に実施するため、東海地震注意情報発表時から準備を進めるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に次の措置を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> ・通信施設（予備電源を含む）を点検するとともに、動作状態を確認し必要な措置を講ずる。 ・充電式携帯無線機については、完全充電を行い、その他の携帯無線機用の乾電池を確保する。 ・災害現場との通信手段を確保するために、応急用通信資機材の準備及び確保を行う。 ・保守委託業者に保守体制の確立を要請する。

(2) 公共施設等

- 東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時において、河川、ため池、道路、砂防等、工事中の施設等、庁舎については、職員等の安全を配慮しおおむね次の措置を講ずるよう努める。
- 東海地震注意情報発表時には市の管理する公共土木施設の地震防災応急対策や災害応急対策・復旧対策の実施のため、協定締結業者との連絡体制の確保等の準備的な措置を建設業協会等に要請し、警戒宣言発令時には、別に定める協定に基づき、応急復旧出動体制の確立を要請する。
- 市が管理する施設等の東海地震注意情報の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設の管理者が定めるものとする。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容
河 川	必要に応じて水門、樋門等の点検や閉鎖準備のための配備を行うとともに、住民や利用者等の避難、施設利用等に支障を来さない範囲において、閉鎖等の措置を講ずる。
中郷温水池 及 び 用 水 路	警戒宣言の発令と同時に、必要に応じた放流、用水路の断水又は減水を実施できるよう、施設点検や操作方法の確認等の準備的措置を講ずる。
道 路	<ul style="list-style-type: none"> ・道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、東海地震注意情報の発表を周知する。 ・道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるとともに、警戒宣言発令後の速やかな交通規制実施の協力などの地震防災応急対策を円滑に実施するための準備的措置を講ずる。
砂防、地すべり、 急傾斜地、治山 等	土砂災害に関する監視システムの点検や、情報収集・伝達のための配備体制、県、市、住民間の連絡体制の確認等の準備的措置を講ずる。
工事中の公共施設、 建築物、 そ の 他	警戒宣言発令と同時に工事を中止し、保安措置を講ずることができるよう準備的措置を実施する。また、必要に応じて工事を中断するとともに、立入禁止措置、落下・倒壊防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合防災センター 及びその他災害応急対策 上重要な庁舎	本庁、総合防災センター及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。

水道施設	警戒宣言発令に備え、溢水等による災害の予防措置の準備を行いながら送水を継続する。
------	--

【警戒宣言発令時】

区分	内容
河川	地震により危険がある区域においては、水門・樋門等の閉鎖操作を行う。
中郷温水池及び用水	中郷温水池及び農業用水路については、警戒宣言発令と同時に施設のパトロールを行い、必要に応じて中郷温水池の放流、用水路の断水、又は減水を行うものとする。また、必要に応じて地域住民に対し、避難の指示を行う。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の走行自粛の呼び掛け及び東海地震予知情報等の広報を道路表示装置等により道路利用者に対し行う。 ・緊急輸送路及び幹線避難路においては、県公安委員会が実施する交通規制に協力する。 ・災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、資機材、人員等の配備手配を行う。 ・道路パトロールに努めるとともに、地震発生時における道路状況の把握を迅速に行える体制を整える。 ・幹線避難路、緊急輸送路に支障を及ぼす恐れのある障害物の除去に努める。
砂防、地すべり、急傾斜地、治山等	山・がけ崩れ危険予想地域等危険の恐れのある地域にあらかじめ定めた情報連絡を行い、必要に応じて警戒体制を整えるよう努める。
工事中の公共施設、建築物、その他	工事を中断し、必要に応じて立入禁止、落下防止、補強その他の保安措置を講ずる。
本庁、総合防災センター及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本庁、総合防災センター及びその他災害対策上重要な庁舎について、非常発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。
水道施設	溢水等を配慮した安全水位を確保し、送水を継続する。

(3) コンピュータ

コンピュータ・システムについては、警戒宣言発令時におおむね次の措置を実施するため、東海地震注意情報発表時から準備をすすめるとともに、必要に応じて段階的又は部分的に実施する。

<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ本体及び端末機等の固定を確認する。 ・重要なデータから順次安全な場所に保管する。 ・警戒宣言発令時以降も運用することになっているコンピュータ・システムを除いて、運用を停止する。 ・自家発電装置の燃料補給及び補給体制の確認をする。
--

2 市が管理又は運営する施設の地震防災応急対策

市が管理し、又は運営する施設又は事業の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策の概要を示す。

市が管理する施設等の東海地震注意情報発表時の応急対策及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれ施設の管理者が定めるものとする。計画すべき対策の要点は次のとおりである。

【東海地震注意情報発表時】

区 分	内 容								
各施設が共通して定める事項	<p>ア 東海地震注意情報、応急対策の内容等の施設利用者への伝達</p> <p>イ 東海地震注意情報発表時における応急対策を実施する体制の確立</p> <p>ウ 施設利用者等の混乱防止のための広報、必要に応じて避難誘導等の安全確保措置</p> <p>エ 施設、設備の点検及び安全措置の準備、備蓄物資・資機材等の確認・点検</p>								
施設の特性に応じた主要な個別事項	<p>学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、【第12節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策】の規定に準ずる。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>学 校</td> <td> <p>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法</p> </td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>入所者の移送又は家族等への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>配水場等について、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民への緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水量の確保</td> </tr> <tr> <td>楽 寿 園</td> <td>楽寿園防災計画に基づき、来場者への情報周知、及び警戒宣言発令に備え遊具・動物舎等の点検・安全確保の措置を講ずる。</td> </tr> </table>	学 校	<p>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法</p>	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法	水道施設	配水場等について、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民への緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水量の確保	楽 寿 園	楽寿園防災計画に基づき、来場者への情報周知、及び警戒宣言発令に備え遊具・動物舎等の点検・安全確保の措置を講ずる。
	学 校	<p>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法</p>							
	社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法							
	水道施設	配水場等について、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民への緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水量の確保							
楽 寿 園	楽寿園防災計画に基づき、来場者への情報周知、及び警戒宣言発令に備え遊具・動物舎等の点検・安全確保の措置を講ずる。								
学 校	<p>ア 児童・生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所に指定されている施設における避難者の受入方法</p>								
社会福祉施設	入所者の移送又は家族等への引渡し方法								
水道施設	配水場等について、稼働状況の確認・点検を行うとともに市民への緊急貯水による給水量の増加対応及び配水池の貯水量の確保								
楽 寿 園	楽寿園防災計画に基づき、来場者への情報周知、及び警戒宣言発令に備え遊具・動物舎等の点検・安全確保の措置を講ずる。								

【警戒宣言発令時】

区 分	内 容								
各施設が共通して定める事項	<p>ア 東海地震予知情報等の施設利用者等への伝達</p> <p>イ 地震防災応急対策を実施する組織の確立</p> <p>ウ 避難誘導等利用者等の安全確保措置</p> <p>エ 消防、水防等の事前措置</p> <p>オ 応急救護</p> <p>カ 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>キ 防災訓練及び教育、広報</p>								
施設の特性に応じた主要な個別事項	<p>学校、社会福祉施設等において計画すべき対策の基本的な考え方は、【第12節 地震防災応急計画を作成すべき施設・事業所の対策】の規定に準ずる。</p>								
	<table border="1"> <tr> <td>学 校</td> <td> <p>ア 児童、生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所となる施設における避難者の受入方法等</p> </td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設</td> <td>入居者の移送又は家族等への引渡し方法</td> </tr> <tr> <td>水道施設</td> <td>溢水等による災害予防措置</td> </tr> <tr> <td>楽 寿 園</td> <td>遊具、飼育動物舎等への災害予防措置</td> </tr> </table>	学 校	<p>ア 児童、生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所となる施設における避難者の受入方法等</p>	社会福祉施設	入居者の移送又は家族等への引渡し方法	水道施設	溢水等による災害予防措置	楽 寿 園	遊具、飼育動物舎等への災害予防措置
	学 校	<p>ア 児童、生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所となる施設における避難者の受入方法等</p>							
	社会福祉施設	入居者の移送又は家族等への引渡し方法							
	水道施設	溢水等による災害予防措置							
楽 寿 園	遊具、飼育動物舎等への災害予防措置								
学 校	<p>ア 児童、生徒等の安全確保のために必要な具体的措置（家族等への引渡し方法等）</p> <p>イ 地域住民の避難地又は避難所となる施設における避難者の受入方法等</p>								
社会福祉施設	入居者の移送又は家族等への引渡し方法								
水道施設	溢水等による災害予防措置								
楽 寿 園	遊具、飼育動物舎等への災害予防措置								